国語問題

假名遣の研究

三宅　武郎

國語科學講座

— XII —

國語問題

假名遣の研究

三宅武郎

株式會社

明治書院

國語科學講座

—XII—

國語問題

假名遣の研究

三宅武郎

株式會社
明治書院

目次

假名遣の研究

三宅武郎

第一章　序説

假名といふこと　假名に廣義の假名と狹義の假名とがある。廣義の假名は、いはゆる萬葉假名・平假名・片假名を總稱するもので、狹義の假名は、現行常用の平假名・片假名を合せて呼ぶもの。この狹義の假名を、以下、片假名で「カナ」と書く。これに對して、廣義の假名を「假名」と書く。但し、この約束は「假名遣」といふ成語には及ばない。

備考　變態がなといふのは、萬葉假名の草體から出たもので、それを和歌や雅文で（昔は一般の著書にも）平假名に混ぜて書くときには、それぞれ同音の異形字と見做された、即ち「古＝こ」といふ風に。そこで、萬葉假名遣（第四章第一節「萬葉假名遣」參照）によれば、例へば「心」は「古ゝ路」と書いてはならないはずだけれども、變態がなとしては、從來、さう書いてもさしつかへないとされた。但し將來は自づから用意がいるだらう。

カナの基本字體　カナ字母はたくさんあるが、その基本的な字體は、イロハ四十七字とンとの四十八字だ。それにニゴリやマルを附けた　、ツやヤ・ユ・ヨを小さく添へたりして、いろいろな音節を表はす。そのうち、ンは語原的に（字原的にではない）ム・ヌその他（後述「音便」の項を參照）に還元されて、實際にもさう書き換へられることがあるか

ら、結局、イロハ四十七字がカナの基本字體となる。それゆゑ、いはゆる五十音圖でも、その基本的な字體は、やはりイロハ四十七字の範圍を出ないで、ンはその外におかれる。

備考 では、なぜカナの基本字體が四十七字にきまつたかといふと、それは、イロハ歌が「權者の製作」(いはゆる定家假名遣—行阿の「假名文字遣」の序)として宗教的に尊信されると同時に、それが、近古以來、唯一のカナ手本として久しく全國民的に行はれてゐたからだ。もし中古のやうにアメツチ四十八字詞(後述六九ぺ)がカナ手本として用ゐられてゐたら、カナの基本字體もやはり四十八字(ンを加へれば四十九字)になつてゐたはずだ。

カナの基本音價 カナの音價は、それぞれ一字一音節(以下「音節」を單に「音」と書く)にきまつてゐる。ところが、特に「ハヒフヘホ」の五文字が、一字で二三音を表はすことがある。即ち、

ハ
- 「ハ」例 は(葉)
- 「ワ」例 は(助詞)

ヒ
- 「ヒ」例 ひ(日)
- 「イ」例 こひ(鯉)

フ
- 「フ」例 ふ(麩)
- 「ウ」例 おもふ(思ふ) **【備考】** 京都語系統の方言では「オモー」といふが、東京語の標準的發音では「オモウ」といふ。
- 「オ」例 あふぐ(仰ぐ) たふれる(倒れる) あふひ(葵)

ヘ
- 「ヘ」例 へた(蒂)
- 「エ」例 へ(助詞)
- 「イ」例 はへ(蠅) かへる(蛙)

ホ ―〔ホ〕 例 ほ（穂）
―〔オ〕 例 かほ(オ)（顔）

右の例でもわかるやうに、すべて語頭（又はカナ一字の語）では、その基本の音價を保つてゐて、それ以外の音をあらはすのは必ず語頭以外に限る（但し語間・語尾でも音便にならないことがある――旭(アサヒ)のヒなど）から、それを普通には、いはゆる音便（特に轉呼音と呼ぶことがある）と考へられて、ハヒフヘホの基本音價は〔ハ・ヒ・フ・ヘ・ホ〕だと一般に認められてゐる。私は、右の音便の音價を、第二の音價・第三の音價と呼ぶ。

カナの呼び名（字名） カナは、それぞれ基本音價で呼ばれる。あるいは、その下へ「の字」をつけて呼ばれることもある。即ち「ア」「ハ」は「ア」「ハ」又は「アの字」「ハの字」等。但し純粹に同音異字のカナ（イ・ヰなど）は、昔から、いろいろな名前で呼び分けられてきた。が、今は、大方、次のやうに呼ばれてゐるらしい。

イ ア行のイ　**ジ** シにニゴリのジ
ヰ ワ行のヰ　**ヂ** チにニゴリのヂ
エ ア行のエ　**ズ** スにニゴリのズ
ヱ ワ行のヱ　**ヅ** ツにニゴリのヅ
オ ア行のオ
ヲ ワ行のヲ

備考 カナの字原上からいへば次のやうになる。

イ 伊 ア行のイ

い　以　ヤ行のイ
え　衣　ア行のエ
エ　江　ヤ行のエ

右の江は訓假名で、その江（入江の江の意味）を音假名では延（廣韻以然切）と書くから、延の原音はヤ行のエとなる。

「ン」は、その發音が「m・n・ŋ・u」等に動いて、その基本の音價を一義的に指定することができない。普通にイロハや五十音の終りで「ン」を唱へるときには大ていロを結んでいふやうだし、また「ンの字」といふときには、凡そ「ŋ」又は「u」に近い音を出すやうだ。釋文雄の和字大觀鈔（寶暦四年一七五四刊）には、次のやうにいつて、その代表的な音價を「m」と見てゐる。

んは唇を合せて、鼻より出る音なり。（和字大觀鈔下十二オ）

備考　平假名の「ん」は「毛」又は「无」の草體から出てゐるといふ。いづれにしても唇音の「m」だ。但し片假名の「ン」は「尓」の省書から來てゐるといふ。

假名遣といふこと　假名遣といふのは、廣く假名をもつて國語を書き表はす法則といふことで、それに二つの大きな部門がある。一つは、假名の基本音價に基づいて、常に、一字一音・一音一字的に、きはめて素直に假名が用ゐられる部門。例へば「朝」「風」は「アサ」「カゼ」といふ風に。一つは、さういかないもので、例へば「夕」は「ユフ」と書いて、それを「ユウ」と書いてはいけない、また「織る」は「おる」で「折る」は「をる」だ、それを反對に「織る」「折る」として は誤りだといふ風に、ある特別な約束に從はなければならないもの。この部門は、もともと表音文字として成り立つてゐる假名の本質に照らしていへば一種の不健全な狀態に陷つてゐるものだけに、却つて人の注意を強く引いて、

これまで、一口に假名遣といへば、大抵、この部門に限るやうに考へられてきた。これを「狹義の假名遣」とする。

假名文字遣【を・お・え・ゑ・へ・ひ・い・ゐ・ほ・わ・は・む・う・ふ】

京極中納言【定家卿】家集拾遺愚草の清書を祖父河内前司【于時大炊助】親行に誂申されける時、親行申て云、を・お・え・ゑ・へ・い・ゐ・ひ等の文字の聲かよひたる誤あるによりて、其字の見わきがたき事在之、然間、此次をもて、後學のために定かるべき由、黄門に申處に、われもしか日來「より」思よりし事也、さらば主事が所存の分、書出して進すべき由、仰られける間、大概如此注進之處に、中書悉其理相叶へりとて、則合點せられ畢。然者文字遣を定事、親行が抄出是濫觴也。加之、行阿思案「之」するに、權者の製作として眞名の極草の字を伊呂波に縮なして、文字の數のすくなきに、い・ゐ・ひ・「を」・お・え・ゑ・へ・同讀のあるにてしりぬ、各別の要用につかふべき謂を。然而、先達の猶書潟されたる事共ある間、是非の迷をひらかんがために、追て勘るのみにもあらず、更に又ほ・わ・は・む・う・ふの字等を、あたらしくしるしそへ畢。其故に、ほはをによまれ、わははにかよふ。むはうにまぎる。ふはくうにおなじきによりて、是等を書分て段々とす。殘所の詞等ありといへども、是にて准據すべき歟。仍子孫等、此勘勒『之趣』を守て可神秘々々（行阿「假名文字遣」序、赤堀又次郎氏校訂、語學叢書本に據る）

附記　右は古版本により、文明本にて校正せるもの。原本に濁點・句讀點なし、今、之を補ふといふ。「　」の印は文明本によりて補ひしもの、「　」の印は文明本になきもの。なほ【】の中は原本の割註を示す。

假名遣はまさしくは　あいうえを　やいゆえよ　わゐうゑお　此三行の中にあり、五十音にてはかくのごとく三のい二のう三のえ二のをあるを、以呂波にはいうえ各ひとつを省ける故、まさしくまかふは、いゐえゑをおの六字なり。此上にはひふへほの五音、中下にありて、音便わゐうゑおと聞ゆる時、初心の輩まぎらすなり。（契沖「倭字正濫通妨抄」全集七ノ二〇八ペ）

假字使の大事は。わゐうゑおの音にあるなり。其式前のは。後のわ。端のい。中のゐ。おゝのひ。前のう　後のふ。はゝの江の中のに　奥のゑ。はしのほ。なかのを。おくのおと云。是を五類の假字と云。それ〳〵につかひわくるを。假字使と云。

(文雄「和字大觀鈔」下一オ―ウ)

假名遣とは字義よりいはゞ、假名を用ゐて、言語を書きあらはす方法といふ義なるが、吾人が用ゐる所にさる廣汎なる意義にあらずして、假名を用ゐて國語を書きあらはす間に紛はしきものを正しく用ゐる上に存する一定の規律をさす。されば實地の問題としては如何なる場合に如何なる假名を用ゐるべきかといふことをさすものたるなり。

(山田博士「假名遣の歴史」昭和四年刊一ペ)

かういふ風に解釋されることも、つまりは、假名といふものは、本來、その基本音價によつて書くものだといふ心持を前提としてゐるのだから、この第二の部門にとつても、前の第一の部門が背景として大きな役割を持つてゐることを認めなければならない。そして、この二部門を合せて考へるところに廣義の假名遣がある。

漢學に對する國學、漢語に對する國語、漢文に對する國文、漢字に對する國字といふ意味で、カナはまさしく日本の國字だといへる。

彼中自有國字字母四十有七(元陶宗儀「書史會要」卷八外域日本國の條)

【日本國字】伊呂波字考錄(釋全長、元文元年 1736 刊)

國字攷(龜田鵬齋、文政六年 1823 刊)

が、今日、一般に國字問題といふときの「國字」は、その内意を擴充して廣く國語を書き表はすために用ゐる國民的文字といふほどの意味になつてゐる。ちやうどそのやうに、今日一般に假名遣問題(いかに國語をカナで書き表はすべきか)といふときの「假名遣」も廣義の假名遣だ。かやうに假名遣といふ語には、廣義と狹義との區別がある。もしそれを見分けないで、假名遣といへば單に狹義の假名遣だとのみ考へると、その結果は、いはゆる「如何なる場合に

如何なる假名を用ゐるべきか」といふ問題を解決すれば、それで假名遣の大事は全く終つたとして、その結論から成つた標準だけを「唯一」の「正しき假名遣」と固守することになる。

> 今明治以前の歷史上の事實を通觀するに、假名遣は實際上止む能はざる要求より起りたるものなるを見る。即ち、その假名遣の起らむとする前には、混亂の狀態ありて、心あるものをして統一を企てしめずしてはあらざる狀態にありしものにして、定家假名遣の起れるはこれが爲なりとす。次にはその假名遣は何を標準として定めたるかといふに、いづれも、その制定者が、正しと認めたる歷史的の例證によりて確定を求めたるものなりとす。この點は契沖以後の假名遣はもとより行阿の假名遣また然ることは既に證したる所なるが、定家の假名遣も亦然るべきことはこれ亦既に述べし所なりとす。
>
> 然らば假名遣は何が故に以上述ぶる事情に即して生ずるものなるかといふに、これには又第一に人たるものが、一は混亂を避けて整頓せることにつかむとするが故なりといふべく、一は不正を忌みて正當につかむとするが故なりといふべし。而してその整頓し正當ならむことを望むが爲に、假名遣が標準を舊例に求めたるその根源如何といふに、蓋し、その混亂を生ぜざりし以前の時代の整頓せる狀態を以て、正當なるものと認めたるが故ならむ。（山田博士「假名遣の歷史」八四ぺ）

これは、狹義の假名遣の立場からは實に至言であつて、その見方から、山田博士は「古書の用例」を正しき假名遣の唯一の標準とされるのだけれども、しかし、一たび目を「廣義の假名遣」の大局に注いで、その史的展開の跡を觀察すれば、そこに自づから異つた結論に達することができる。これ私が淺學を顧みず、敢て「假名遣の歷史」一般について後述する所以に外ならない。

假名遣の二方面　カナは、もともと表音文字なのだから、その書き方の原理は一に表音的でなければならない。ところが一般に文字は視覺的な存在だから、或は、かの象形文字のやうに、少しも發音と關係なしに存立することもで

きる。といふ性質を、表音文字では、その「一綴りの語形」の上に備へる。そこで、昔の發音を寫して、例へば「うぐひす」と書いたとすると、その後、發音が變つて「ウグイス」といふやうになつてからでも、それを「うぐいす」と書いては、前の「うぐひす」と書いた形を見なれた目には、それをすぐ「鶯」の意味に取ることがむつかしい、そこで、

これ假名遣が、その正しとする形を古の用例に求むる所以（山田博士「假名遣の歷史」八六ぺ）

として、その「うぐいす」と書かれることを拒斥することがある。これは假名遣に對して、視覺的な方面―卽ち讀む方面を主とした考へ方で、上述の、假名遣の原理は表音的でなければならないとするのは書く方面を主とした考へ方だ。共に假名遣の一面觀と認められるが、すべて文字は書く方がもとなのだから、讀む方は書く方に順應して行くやうに努力するところがなければなるまい。殊にカナは、象形文字とは違つて表音文字なのだから、發音の時代的な變遷に伴つて、その綴字を書き換へて行くところにヵナの本質的な尊さがあることを求め見なければならない。およそ言葉には、發音や表記法が同じでも意味が變ることがあるし、意味は同じでも發音や發音の變遷に伴ふ表記法の變ることもある。それらはいづれも、その時代々々の「敎育」によつて、その新古の意味・發音・表記法を明かにして行くべきだ。われわれは、永遠に「敎育」に對する「信」と「信賴」とをもつて、假名遣の時代的な變遷をも認めて行かなければならないとおもふ。

第二章　現行假名遣の概說

第一節　現行假名遣の法則

現行の國定教科書にも採用されて、一般に、標準的な國語のカナ表記法として認められてゐるもの（以下「現行假名遣」と稱する）は、國語・字音・新外來語の三部から成り立つてゐる。

右の國語といふのは、漢語（字音）に對する狹義のもので、實は和語とでもいひたいところだけれども、一般の通用に從つてやはり國語假名遣といふことにする。

第一部　國語假名遣

國語假名遣は次の二部に分れる。

一　同音異字の假名遣

二　音便の假名遣

右の同音異字の假名遣といふのは、イ・ヰ等の同音異字と、語頭以外におけるワ・ハ等の準同音異字との書き分け方に關するもの。

【一】同音異字の假名遣

現行のカナ字母の中で、同音異字のカナは次の十字だ。但し片假名は平假名に准じて考へる。

〔イ〕{い・ゐ}　〔エ〕{え・ゑ}　〔オ〕{お・を}　〔ジ〕{じ・ぢ}　〔ズ〕{ず・づ}

ハ行のカナが「ワ・ヰ・ウ・エ・オ」と發音されるのは、必ず語間・語尾に限るのであるが、ともかくそのときには「ひ」「へ」「ほ」は「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」と「は」「ふ」は「わ」「う」と、それぞれ同音になるのだから、これを同音異字に

準じて、次の表が作られる。

〔ワ〕　わ　は
〔イ〕　い　ゐ　ひ　へ
〔ウ〕　う　ふ
〔エ〕　え　ゑ　へ
〔オ〕　お　を　ほ　ふ
〔ジ〕　じ　ぢ
〔ズ〕　ず　づ

これだけの同音異字を書き分けて、例へば、

〔ワ〕「沫」は「あわ」「粟」は「あは」
〔イ〕「要る」は「いる」「居る」は「ゐる」「鯉」は「こひ」「蠅」は「はへ」
〔ウ〕「吸ふ」は「すふ」「据う」は「すう」(文語)
〔エ〕「笛」は「ふえ」「飢」は「うゑ」「上」は「うへ」
〔オ〕「織る」は「おる」「折る」は「をる」「薫る」は「かほる」「倒れる」は「たふれる」
〔ジ〕「富士」は「ふじ」「藤」は「ふぢ」
〔ズ〕「葛」は「くず」「屑」は「くづ」

等としなければならない。これを國語假名遣の最も主要な部分とする。

【二】 音便の假名遣

音便といふのは、本來、發音上の變化の法則に從つて、言葉の音が變つていくことだ。これは自然的な（眞にヤムゴトナキ）現象であつて、その變つたものが、その言葉の「現在に於ける活きた姿」に外ならない。そして、その事實の一部を認めて、そこだけに「古書の用例」の假名遣を改める（その他の大部分は發音の變化に從はない）ことを、普通に音便の假名遣といつてゐる。

音便は、普通、次のやうに考へられてゐる。

一　イ音便　例　さいはひ（さきはひ）　書いて（書きて）　白い（白き）　ございます（ござります）
二　ウ音便　例　かうべ（神戸）　いもうと（妹人）　ひうが（日向）
三　撥音便　例　みぎん（みぎり）　呼んで（呼びて）
四　促音便　例　立つて（立ちて）

以上を一口に音便の假名遣といふが、そのうちで、ウ音便の假名遣は既に一種の歷史的假名遣になつてゐる。卽ち、

［オー］
　アう　例　かうべ
　オう　例　いもうと
［ユー］　イう　例　ひうが

口語助動詞の「行かう」「ませう」「でせう」及び「受けよう」等の「う」「よう」は、それに相當する歷史的な言ひ方は口語にないが、今日のところでは、やはり音便の假名遣といふ外はあるまい。その他、音便とその假名遣とについては、なほ考へなければならない點がたくさんある。

第二部　字音假名遣

字音假名遣は次の三部に分けて考へる。

一　開合音の假名遣　（イ・ヰ及びカ・クヮ等の書き分け）

二　歯舌音の假名遣　（ジ・ヂ及びズ・ヅの書き分け）

三　長音の假名遣　（オーの音がアウかオウか等の同音異綴の書き分け）

次に、各部に分けて、普通の字例を表示する。

【一】　開合音の假名遣

〔イ〕	以 い	因 いん	一 いつ	一 いち	育 いく	―	―
	爲 ゐ	員 ゐん	聿 ゐつ		―	域 ゐき	―
〔エ〕	衣 え	演 えん	閲 えつ		―	益 えき	營 えい
	會 ゑ	圓 ゑん	越 ゑつ	越 ゑち	―	―	榮 ゑい
〔オ〕	於 お	恩 おん	乙 おつ		億 おく	―	―
	汙 を	溫 をん	越 をつ	越 をち	域 をく	―	―

「カ」	加 か	寒 かん	割 かつ		各 かく	―	改 かい
	化 くわ	完 くわん	活 くわつ		畫 くわく	―	回 くわい
「ガ」	我 が	顔 がん	聒 がつ		學 がく	―	害 がい
	臥 ぐわ	願 ぐわん	月 ぐわつ	月 ぐわち	獲 ぐわく	―	外 ぐわい

右の内、イ・エは、漢字の原音に徴すれば、更にア行とヤ行とに書き分けなければならないものだけれども、カナ字母において既に混一してゐる（常用のカナ字體では區別がない）から、それを假名遣で書き表はすことができない。但し學問上で字音を論じるときには、ア行の「イ・え」とヤ行の「い・江」とは區別して考へられる。

右の外、古く「源・華・葵」等を「ぐゑん・くゑ・くゐ」等と書いたもので、今でも「ぐゑんじものがたり」と書かなければ氣持が惡いといふ人もあるが、大勢は「げん・げ・き」等になつてしまつてゐる。舊言海にも、大日本國語辭典にも、花・歐・卷・眷等は「古音」として擧げてあるが、源などは見出語になくつて、はじめから源としてある。ちなみに、これからおして、もうそろそろケンクワ（小學讀本卷三第二十三カウモリ七三ぺ等）の「クワ」なども「カ」にすることはできないものか。なほ四五ぺ參照。

【二】 齒舌音の假名遣

〔ジ〕	次じ	人じん	日じつ	熱じく	食じき
	治ぢ	陣ぢん	昵ぢつ	軸ぢく	直ぢき
〔ジャ〕	蛇じや	—	—	雀じやく	—
	爹ぢや	—	—	著ぢやく	—
〔ジュ〕	受じゆ	巡じゆん	述じゆつ	塾じゆく	—
	—	屯ぢゆん	朮ぢゆつ	軸ぢゆく	—
〔ジョ〕	汝じよ	—	—	辱じよく	—
	女ぢよ	—	—	濁ぢよく	—
〔ズ〕	受ず	—	—	—	瑞ずゐ
	豆づ	—	—	—	髓づゐ

〔ジュ〕〔ジョ〕（長音の部を參照）

〔ズ〕（二重母音の部を參照）

右の内の「女」はそれを「汝」と同義に使へば「じよ」になる。また「杼」も「じよ」と「ぢよ」とに變ることがある。その他、舌歯音の往來（相通）について若干の注意がいる。

【三】 長音の假名遣

これに三類ある。即ち「オー」「ヨー」「ユー」の韻を含む三類で、左に字例を表示する。但し齒舌音の區別を要する「ジョー」「ジュー」以外は、凡て清音と濁音とを混一した。又、漢音と呉音(乃至古音)との異同をも表示しない。

(1) 「オー」の韻

櫻 あう	行 かう	相 さう	當 たう	臘 なう	浪 らう	方 はう	毛 まう
歐 おう	工 こう	走 そう	東 とう	能 のう	弄 ろう	奉 ほう	蒙 もう
押 あふ	甲 かふ	雜 さふ	答 たふ	納 なふ	臘 らふ	法 はふ	―
邑 おふ	業 こふ					法 ほふ	―
王 わう	皇 くわう						

(2) 「ヨー」の韻

陽 やう	强 きやう	上 しやう	上 じやう	丈 ぢやう	長 ちやう	孃 にやう	良 りやう	兵 ひやう	明 みやう
用 よう	共 きよう	松 しよう	乘 じよう	濃 ぢよう	重 ちよう		稜 りよう	氷 ひよう	
天 えう	叫 けう	小 せう	擾 ぜう	條 でう	朝 てう	尿 ねう	料 れう	票 へう	妙 めう

葉 えふ	協 けふ	渉 せふ		帖 でふ	帖 てふ	捻 ねふ	獵 れふ		

(3)〔ュー〕の韻

勇 ゆう	宮 きゆう	終 しゆう	從 じゆう	住 ぢゆう	中 ちゆう	柔 にゆう	隆 りゆう
郵 いう	九 きう	秋 しう	獸 じう		晝 ちう	乳 にう	流 りう
邑 いふ	給 きふ	集 しふ	十 じふ		蟄 ちふ	入 にふ	立 りふ

右の第一表中の「法」は、漢音「はふ」呉音「ほふ」で、法度（はっと）とも法師（はっし）ともなる。その他、細部について説明することは、この小稿の能くするところでない。

【四】二重母音の假名遣

これに次の三類がある。

（一）〔アイ〕 凡て「アい」と書く。例、愛・介・菜

（二）〔ウイ〕 凡て「ウゐ」と書く。例、粹・追・類

（三）〔エイ〕 凡て「エい」と書く。例、英・桂・勢

但し、右の（三）の類は、普通の發音では凡て〔エー〕と長音に發音する。即ち「英雄」「兵隊」等は〔エーユー〕〔ヘータイ〕等。

右の「ユー」の類の發音は、あるいは新しい訛りだといふ風に考へてゐるものがあるかも知れないが、宣長の字音假字用格（安永五年 1776 刊）にも次のやうにいつてゐる。

又連聲ノ便ニヨリテ諸字ノいノ韻ハえト聞エうノ韻ハおトキコユルコト多シ京師ハけえし榮華ハえヽぐわト聞エ東ハとお公ハこおトキコユルタグヒ也（増補本居全集九ノ四三四）

ちなみに、この類の「い」の原音は「ン」で、いはゆる唐音に「京・清・明」等と傳へてゐるのがそれだ。その「ン」を古く「い」の字で書き表はしたもので、それより少し深い「ン」を「う」でもつて書き表はした。例へば「上」を「しやう」といふ風に。

次に（二）の類の韻に「ゐ」を書くことは、文雄の韻鏡指要錄（一卷、歿後、安永二年 1773 刊、拗音國字の條）及び宣長の字音假字用格（増補全集九ノ四五九ペ參照）の說から出てゐるのであるが、これに對しては學者の異議がある。その說の要旨は、クヰのヰは「ヰ」でいいが、スイ・ツイ・ユイ・ルイのイは「イ」でなくてはならないといふのだ。大矢博士「大島正健氏の字音開合の辯を讀みて」國學院雜誌大正四年六月號所載、滿田博士「スヰ・ツヰ・ユヰ・ルヰの字音假名遣は正しからず」國學院雜誌大正九年七月號所載、大矢博士「韻鏡考」第十二章、參照。

第三部　新外來語の假名遣

新外來語の假名遣として、一般國民の間に確乎不拔の根をおろして、既に國定教科書にも採用されてゐるものは、實に長音の表記法に「ー」を使ふことだ。

リンカーン（小學讀本、卷十一第二十二課）　ベートーベン（同、卷十二第九課）　スピード　プール　（等）

そして、これらの長音符は、辭書の見出語の排列や索引の作製などでは、それぞれ「ア・イ・ウ・エ・オ」に還元されて取扱はれる。但し、人と時とによつては、はじめから「スキイ・ボオル」等と書くことがある。

第二節　現行假名遣の適用

現行假名遣の法則を說明するときには、前節でのやうに國語・字音・新外來語の三部に分けて述べるけれども、それを實際に用ゐるときには、一一、これは國語で、これは字音で、これは新外來語だといふ風に判斷してから書くものではない。少し特殊な例ではあるが、「コーガイ」（笄）が國語（髮搔の轉）で、「エ」（繪）が字音（呉音）で、「ビロード」（天鵞絨）が新外來語（スペイン・ポルトガル語）だといふことを、平生、誰が考へてゐよう。そこで、現行假名遣の法則のもとでは、常に左のやうな反省をしながら文章を書かなければならない。

一　「ワ」は「わ」か「は」か
二　「イ」は「い」か「ゐ」か「ひ」か「へ」か
三　「ウ」は「う」か「ふ」か
四　「エ」は「え」か「ゑ」か「へ」か
五　「オ」は「お」か「を」か「ほ」か「ふ」か
六　「ジ」は「じ」か「ぢ」か
七　「ジャ」は「じや」か「ぢや」か
八　「ジュ」は「じゆ」か「ぢゆ」か

九　「ジョ」は「じよ」か「ぢよ」か

一〇　「ズ」は「ず」か「づ」か

一一　「ズイ」は「ずゐ」か「づゐ」か（「イ」は「ゐ」と書くといふことを既知の事項として）

一二　「カ・ガ」は「か・が」か「くわ・ぐわ」か

一三　「オー」は「あう」か「おう」か「あふ」か「おふ」か「わう」か或は「はう」か

一四　「コー・ゴー」は「かう・がう」か「こう・ごう」か「かふ・がふ」か「こふ・ごふ」か「くわう・ぐわう」か

一五　「ソー・ゾー」は「さう・ざう」か「そう・ぞう」か「さふ・ざふ」か「そふ・ぞふ」か

一六　「トー・ドー」は「たう・だう」か「とう・どう」か「たふ・だふ」か「とふ・どふ」か

一七　「ノー」は「なう」か「のう」か「なふ」か「のふ」か

一八　「ホー・ボー」は「はう・ばう」か「ほう・ぼう」か「はふ・ばふ」か「ほふ・ぼふ」か

一九　「モー」は「まう」か「もう」か（或は「まふ」か「もふ」か等―實際にはないが）

二〇　「ロー」は「らう」か「ろう」か「らふ」か「ろふ」か

二一　「ヨー」は「やう」か「よう」か「えう」か「えふ」か

二二　「キョー・ギョー」は「きやう・ぎやう」か「きよう・ぎよう」か「けう・げう」か「けふ・げふ」か

二三　「ショー・ジョー」は「しやう・じやう・ちやう」か「しよう・じよう・ちよう」か「せう・ぜう・でう」か「せふ・ぜふ・でふ」か

二四　「チョー」は「ちやう」か「ちよう」か「てう」か「てふ」か

二五　「ニョー」は「にやう」か「によう」か「ねう」か「ねふ」か

二六　「ヒョー・ビョー」は「ひやう・びやう」か「ひよう・びよう」か「へう・べう」か（等）

二七　「ミョー」は「みやう」か「みよう」か「めう」か（等）

二八　〔リョー〕は「りやう」か「りよう」か「れう」か「れふ」か

二九　〔ユー〕は「ゆう」か「いう」か「いふ」か

三〇　〔キュー・ギュー〕は「きゆう・ぎゆう」か「きう・ぎう」か「きふ・ぎふ」か

三一　〔シュー・ジュー〕は「しゆう・じゆう・ぢゆう」か「しう・じう・ぢう」か「しふ・じふ」か（等）

三二　〔チュー〕は「ちゆう」か「ちう」か「ちふ」か

三三　〔ニュー〕は「にゆう」か「にう」か「にふ」か

三四　〔ヒュー・ビュー〕は「ひう・びう」か（等）

三五　〔リュー〕は「りゆう」か「りう」か「りふ」か

但し、今日、多少でも文章を書かうといふくらゐな人は相當に漢字を知つてゐるから、右の三十餘ケ條の反省を悉くしてゐるわけではない。が、それに總振り假名をつけてくれといはれたら、おそらく千人が千人とも落第だらう。それどころではない、小學讀本の卷ノ一にあらはれてゐるものだけでも、それで滿點を取る人が果して幾人あるだらう。次に、右の卷ノ一の中から、假名遣の上で紛らはしい若干の語例を拔き出してみる。

〔ワ〕　ニハ（庭・箱庭）　マハル（廻る・飛廻る）　フハリト（副詞）　ハ（助詞）

〔イ〕　ヒゴヒ（緋鯉）　オツカヒ（お使）　イヒマシタ（言）　オモヒマシタ（思）　タタカヒマシタ（戰）　ヰル（ヰマス・ヰマシタ）（居）　マヰリマス（參）

〔エ〕　ヱ（繪）　コヱ（聲）　ウヘ（上）　ウヱマシタ（植）　オサヘマシタ（押）　カゾヘテ（數）　カヘル（歸）　コシラヘマシタ（造）　ムカヘマシタ（迎）

〔オ〕　ヲ（尾）　ヲトコノコ（男）（オニ（鬼）等と對照せよ）　アヲ（アヲイ）（青）　マサヲサン（正雄）　アサガホ（朝顔）（アヲ・マサヲ等と對照せよ）、ヲヂサン（小父）（オヂイサンと對照せよ）

〔ジ〕　キジ（雉）　フジサン（富士山）　オヂイサン（爺・祖父）　ヲヂサン（小父）　オニタイヂ（鬼退治）
〔ズ〕　スズメ（雀）　ネズミ（鼠）　ミヅ（水）　ツヅラ（葛籠）　メヅラシイ（珍）
〔オー〕　オホゼイ（大勢）　オホヨロコビ（大喜）
〔コー〕　ガッカウ（學校）　ヒカウキ（飛行機）　カウサン（降參）　ムカフ（向）
〔ソー〕　サウダン（相談）　ゴチソウ（御馳走）　タイソウ（大層）
〔トー〕　オトウサン（父）　トホリマシタ（トホシマシタ）（通）　アリガタウ（有難う）　トウトウ（副詞）
〔ホー〕　ホホウ（間投詞）
〔モー〕　マウシマシタ（申）　モウ（副詞）
〔ロー〕　タラウ（モモタラウ）（太郎）　キラウ（斬らう）
〔ヨー〕　ヤウス（様子）　サヤウナラ（左様なら）　ヨウ（御機嫌善う）
〔ショー〕　イッシャウケンメイ（一生懸命）　タイシャウ（大將）　マセウ（助動詞）
〔ユー〕　イフ（言ふ）
〔ゼー〕　オホゼイ（大勢）
〔ヘー〕　ヘイタイ（兵隊）
〔メー〕　イッシャウケンメイ（一生懸命）
〔レー〕　オレイ（禮）　キレイ（綺麗）

現行假名遣の創設者契沖は、和字正濫要略の序に、次のやうにいつてゐる。

かなづかひは俗にも渡ることながら、まさしくは和歌をもてあそぶ人の事なり。（契沖全集七ノ四七二ぺ）

それが今日では小學一年から教へられてゐるのだ。そもそも契沖は地下にあつて、これをなんと見てゐるだらう。

かんな、女もじなどは、いふがひなき女わらはべまでも、心えやすく、もちひやすからんが爲に設たるを、今は、かんなかく事だに、ならひあることのやうになりたる……

いにしへは、いふかひなきわらはべ、もじかゝぬ女などの、口にまかせてよみたる歌も、かんなのたがひたる事はなかりき。今はいうそくの人だに、かんなづかひをまなびきはめざれば、たがふ事のおほきは、口にならはずして、書にならふが故なり。（富士谷成章の言葉、北邊隨筆」三「音の存亡」日本隨筆大成八ノ九〇一）

われわれは、せめて、可憐な―そして尊い兒童のために、假名遣の教授法について考へてやらなければならない。

第三節　現行假名遣の教授について

小學一年のはじめから、枝の「エ」は「エ」で、鍵の「エ」は「ヱ」で、上の「エ」は「へ」だなぞと教へることは、いたづらに兒童の頭を混亂させるばかりで、更に實益がなくはないか。一たい、兒童の讀書能力獲得の過程において、その拾ひ讀み時代と直觀的讀み時代とを區別して考へないことは、教授法の上の千慮の一失ではあるまいか。私は、義務教育六年の間に現行假名遣の大綱に通じることを目標として、その前半期の三四年までは、一切、現代の發音を標準とする假名遣でもつて教へて見てはどうかとおもふ。左に一試案を述べる。

（一）イロハを暗誦させる。イロハの暗誦には七字づつ切るのがいい。これに應じて後のカナ手本も七字づつに切つて與へる。

現行の小學讀本では卷四の五十一ページに、平假名で、十二字づつに切つて、

いろはにほへとちりぬるを

わかよたれそつねならむう
ゐのおくやまけふこえてあ
さきゆめみしゑひもせす

とあるが、これはイロハ歌とイロハ字母表とを混同した考へから出てゐる。イロハ歌はイロハ歌として、高學年で、正當な文學形式をもつて教へることにすればいい。イロハ字母表（及びその暗誦法）としては、わざと、その語句に意味を持たせないやうに注意を拂ふ方がいいとおもふ。さうでないと、イロハのハを始めから「イロワ」の「ワ」だと覺え込んで了つて、かなり先きまで、ワタクシ（私）を「ハタクシ」などと書くことがある。

（二）五段音圖（五十音圖）を暗誦させる。濁音の行で、普通のガ行と鼻濁音のガ行とを並べて、その音に對する意識を與へて欲しい。

（三）イロハの表を讀ませる。そして同音異字の存在を教へる。

（四）五段音圖を讀ませる。そして同音異字の所在を教へる。

（五）長音のある言葉を書いたものを讀ませる。長音符の「ー」も用ゐる。

（六）撥音のある言葉を書いたものを讀ませる。

（七）促音のある言葉を書いたものを讀ませる。

（八）拗音のある言葉を書いたものを讀ませる。

以上が「讀み方」の基本的な教程だ。これから一方でボツボツ書くことを教へていく。ヰ・ヱ・ヲ・ヂ・ヅの五字は暫く使はないでおくことを約束して、純粹に發音の通りに書かせる。

さて讀本（及び一切の教科書）の假名遣をも三四年頃までは、すべて發音假名遣（第四章第四節「現代の歴史的假名

遣」參照)にする。そして四五年頃から、漸を追つて現行假名遣で書いた文章をも讀ませる。その頃になると、もう直觀的讀み時代に入つてゐるから、鶯は「うぐひす」といふ一塊りの綴りで「ウグイス」と讀んでしまふ。それを拾ひ讀み時代から「うぐひす」と書いて與へるから、コドモは「ウ・グ・ヒ・ス」と讀むのだ。コドモも四五年生頃になれば多少、現行假名遣の精神をも理解して、發音とカナとの不一致をも進んで認めるやうになりはしないだらうか。その發音假名遣から現行假名遣にうつる過渡的な時代には、現行假名遣の右傍へ發音の通りに振り假名をするといふ方法も考へられる。その他、工夫はいくらもある。

かうして五六年生になつたら、書く方にも現行假名遣を次第に使はせるやうにする。但し、そのときには相當に漢字も覺えてゐるから、おもに文法的な部分の假名遣だけで事足りるだらう。そして、一部の「假名遣便覽」を與へて、その操作を十分に練習させる。どうせ一生涯、假名遣便覽を坐右にしないでは現行假名遣で文章は書けないのだから、現行假名遣の暗記を强ひるよりも、むしろ始めから假名遣便覽の操作に慣れさせる方がいいとおもふ。小學卒業の時には、それをポケットにして世の中に出て行くのだ。それでいい。辭書と字典とが自由に引けて、その上に假名遣便覽が自由に操作されたら、この子、書くことにおいて不自由はしない。

以上は一試案に過ぎないが、ともかく現行假名遣の敎授法については、當局(特に圖書局)で、よく考へて頂きたい。國の力(國定敎科書に用ゐた假名遣以外のものは誤りだと認めてゐるではないか)をもつて頭から兒童の能力に超えたものを强ひることは、一種の文政上の暴政であつて、天に對して深く畏れなければならない。

第三章　現行假名遣の成長

第一節　現行假名遣の原理

現行假名遣は、普通に、歴史的假名遣とか復古假名遣とかと呼ばれてゐるが、一たい、どういふ原理の上に立つてゐるのか。

現行假名遣の法則は、國語・字音・新外來語の三部に分れてゐるが、その原理も三部に分れて立つてゐる。

【一】

現行の國語假名遣は契沖によつて創められたのであるが、彼れの第一の精神とするところは、中古以來「みだれた假名遣」を、その「みだれない以前の古書」に照して「正す」といふところにあつた。これ、その著書が「和字正濫鈔」と名づけられた所以だらう。

但し、契沖が古書によるといふことも、實はその奥に或る假名遣の原理（和語の義によりてかくことなり―後述「假名遣の歴史」四六ペ參照）があつて、それが中古以前の古書に正しく現はれてゐるのだから、それらの古書の假名遣によつてさへ書けば、おのづからに假名遣の原理にもかなふといふことを考へてゐたのだらう。しかも、その原理は假名遣の裏に隱れてゐて、表面的には必ずしも明かに分つてはゐないから、ともかく中古以前の古書の用例に準據するといふことが、假名遣實踐の第一義とされた。

「假名は和語の義によりてかくことなり。然れども其義ほのぼのにしらるゝも有。かつてしられぬもあり。知らるゝも知られ

ぬも、昔古賢のかゝれたるに任せて書をよしとす。（契沖「和字正濫通妨抄」總評、全集七ノ二二六ぺ）

たとへば、大の字の假名、遠々とも、遠保、遠於とも、於々、於遠とかききたるとも、いにしへにしたがひてさこそかくべきに、於保とのみかける 故あるべけれど、誰か今その故を知らん。知らねども昔に隨ひて書來れり。（契沖「和字正濫要略」序、全集七ノ四七三ぺ）

では、その典據とするに足りると認められる古書はなになにか。一言にいへば、およそ倭名類聚鈔（以下「和名抄」と記す）以前のものだ。

此集と日本紀、續日本紀、延喜式、和名集等のかんなはあひかなひて、今の世の假名に、たかひたることおほければ、古代の相かなへるかおほきにしたがふべし。（契沖「萬葉集代匠記」初稿本總釋、全集一ノ一七ぺ）

本朝にして假名の事においては、日本紀古事記萬葉集等は聖經のごとし。其他の諸史管家萬葉延喜式古今等は賢傳のごとし。和名鈔等は漢儒以下の註疏のごとし。これらを除ては和國に書なし。中略。予十四五年來有の古書どもを見るに、假名一同にしてたがはず。古今集等の今の假名にかけるは、後の人傳寫まち／＼に、本にも異おほかりければ、昔はまたくよかりけめど、後の人にそこなはれたる事あるべし。物名にさうびを、我はけさうひにそみつるとよみ、なはなを、うつせみのよなはなしとやとよみ、おきびを、涙川おきひん時やとよめる類、拾遺集もおなじく證とすべし。（倭字正濫通妨抄總評、全集七ノ二三〇ぺ）

是によりて、今撰ふ所は、日本紀より三代實錄に至るまでの國史、舊事紀、古事記、萬葉集、新撰萬葉集、古語拾遺、延喜式、和名集のたぐひ、古今集等、及び諸家集までに、假名に證とすべき事あれば、見及ぶに隨ひて、引て是を證す。（契沖「和字正濫鈔」總論、全集七ノ六六ぺ）

流布の日本紀の假名遣は用るに足らず。わろき事のみなり。中略。又源氏等の流布の假名、もとよりの誤りなくはへ、又寫生のわたくしに愚意に任せて書改たる事もあるべし。證とするにたりがたし。（倭字正濫通妨抄卷一、全集七ノ二四八ぺ）

ところが、これら記・紀・萬葉乃至和名抄等に載せられてゐる古語は、みな萬葉假名で書いてあるのだから、これに準據するのには、まづその萬葉假名をカナに飜譯して見なければならない。かうして契沖には、

正語假字篇　一卷　貞享二年 1685 成（契沖全集第七卷所收）

和字正韻　一卷　元祿四年 1691 成（同上）

等の著作がある。いづれもイロハ四十七字に萬葉假名を分類して充當したもの。今、右の正語假字篇から「イ・キ」及び「けふこえて」の「エ」に當るものを拔粹して左に揭げる。

（一）以伊已夷移怡易意異倚

（二）爲井居遶葦委威圍遺謂位猪萎偉易炊堰

（三）江得衣盈枝緣柄延叡敢柯依兄荏兄（衍カ）獲

右の内、第三のエ音の諸字は、石塚龍麿の假字遣奥山路・奥村榮實の古言衣延辨・大矢博士の古言衣延辨證補（この二書は共に「音聲の研究」第五輯に收めらる）によると（富士谷成章も夙く同じ意見を述べた―北邊隨筆「音の存亡」の項）と、ア行のエとヤ行のエとに分屬させなければならないものだ。即ち、

〔エ〕
- ア行のエ（え）　衣依・榎荏得獲
- ヤ行のエ（𛀁）　延叡緣盈・江兄柄枝柯

となる。更に假字遣奥山路の研究によると、イロハ歌にはもとより、古來の五十音圖にも區別してないコ・ソ・ト其他の十數音に各二類の別があつて、それが記・紀・萬葉等には截然と使ひ分けられてゐるといふ、後述「假名遣の歷史」五

一ペ以下參照。さうすると、もとの萬葉假名遣では當然區別されてゐたものが、カナに書き換へられた結果、區別されなくなつたわけで、現行假名遣では、たまたまイロハ歌に區別されてゐたイ・ヰ・エ・ヱ・オ・ヲの別だけが保存されてゐるのに過ぎない。そこでかういふことがいへる。現行假名遣は、その宣言の通り、記・紀・萬葉等の古典の假名遣に準據したものではあるが、それは「イロハ四十七字母を通じて見たる」といふ副題を附けて考へられなければならないものだ。

わが國の假名遣といふものは上の如き事情に基づきて生じたるものたることは疑ふべからず。今本邦の言語と文字との交渉の歴史を見るにその假名の生成せる時代は今論ぜず。その假名と語音との間に多少の齟齬を生じたりしはかのア行の「エ」とヤ行の「エ」との區別がなくなりし時代に既に起れりと認めらる。この二者の區別ありしことはかの「あめつち」歌に於いて既に認めらるゝ所なるが、その假名の上の實際を見るに、萬葉集の假名に於いてこの區別の略認めらるゝを見る。然れども、普通の備の假名にありては平假名にありてはア行の「エ」なるべき「え」とヤ行の「エ」なるべき「に」とが混一して考へらるゝのみならず、片假名にありてはヤ行なるべき「エ」一個のみなるが、これらの事は假名遣の上の問題とはせざれば、所謂伊呂波四十七文字を如何に正當に使用すべきかの問題が實際の假名遣たりしならむ。（山田博士「假名遣の歴史」六ペ）

次に、古書に見えない言葉の假名遣はどうするか。これはいろいろな角度から、或は傍證を採り、或は音韻法則に照へ、或は語原的考察を加へて、もしそれが古書に見えれば、多分、かういふ形だらうと思はれるところを推定して決しる。例へば、

前日　をとゝひ　万葉。貫之の哥に、きのふよりをちをは知らずとよまれたるは、きのふよりあなたをゝちといふなれば、上のとはちに通はし、下のとはつに通はして、彼津日（ヲチツヒ）といへるなり。津は助語なり。万葉十七には乎等都日といへり。俗にも

さいふ人もあり。（和字正濫鈔、全集七ノ一〇八-九ペ）

前年　をとゝし　万葉。をとはをちにかよへは彼年なり（同、一〇八ペ）

又正しく其詞は古書に證なけれど、傍の例をとりて假字を定むる事も侍り、それは前日の事を乎止津比といふ事に、萬葉に乎登都日とあれば、證あきらかに侍れど、前年の事を乎止々志といふは、正しき證古書に見え侍らねど、乎登都日の乎登と、全く同語と見ゆれば、これをも乎の假字と定め侍る也、中略、又物語などに、美志呂久多志呂久などいふ詞侍り、此志呂久の志をば、皆濁りて唱へなれたれば、自ならむか治ならんか、分ちがたきを、萬葉に万自呂久といふ詞ありて、万志としも書たれば、これを例として、皆志の假字と定め侍る也、凡志呂久は動く義の詞にて、万志呂久は目の動く事をいひ、美志呂久は身の動く事をいひ、多志呂久は多は發語にて、物の動く事をいふ也、中略、此類の事あまた侍り、皆其詞の義と例とを考へ合する時は、其假字明らかに知られ侍り、（村田春海「假字大意抄」五-六丁）

大語　こわだか　眞名は遊仙窟にありてかくよめり。中略。假名はいまだ考得ず。但こゑだかといふにかよはしたれば、和と惠と五音の字なる故に、これを用べしと知れり。こわづくりなどいふたぐひ、皆これになずらふべし。（和字正濫要略、全集七ノ五一八ペ）

これは音韻法則によるもの。コヱ（聲）のヱは萬葉に惠（平假名「ゑ」の字原）とあるのだから、その變化のコワのワはハでないワだといふのだ。後に古言梯（增補標註本廿九オ）で、新撰字鏡の「欸、古和豆久利」が追證された。

得　え　うとはたらくはあいうえをの通ひなり（和字正濫鈔、全集七ノ一三五ペ）

これも右と同じ。即ち「得」は「衣・依・愛」の假名で、ア行のエかヤ行のエかといふことが問題なのだ。それを活用の形からア行のエだと判斷した。

盥　たらひ　手洗(テアラヒ)の義なり。すなはち手洗ともかけり。てあらひを弖(テ)阿反太なる故に、たらひといふ歟。又手をたといひてあらひを上略して名付る歟。（和字正濫鈔、全集七ノ九九ペ）

これは語原的考察を加へたもの。安良比・安良布（萬葉）を既知の事項として、タラヒのヒがイ・ヰでないヒだと推定する。後に古言梯（同上卅六オ）で、和名抄の「盥、多良比」が追證された。

平　たひら　たいらと書べからず。たひらは手枚(タヒラ)なり。俗掌を手のひらといへり。又物の平なるを如掌といふを思ふべし。
（和字正濫鈔、全集七ノ九九ペ）

これも後に古言梯（同上卅六オ）で、紀・萬葉・新撰字鏡の「陀毘邏」が追證された。

泉　いづみ　出水の義なり。（和字正濫鈔、全集七ノ八三ペ）

基　もとゐ　未考得。本居の義なるべし。（和字正濫鈔、全集七ノ九五ペ）

犯　をかす　此假名いまだ證を見ず。常にかくかき習へり。和名に松蘿をさるをかせといへり。猿侵の義ならば證とすべし。
（和字正濫鈔、全集七ノ一一〇ペ）

かうなると、そろそろあやしくなるが、次のイカツチの語原說などになると、その學的價値は全く認められない。

雷　いかつち　瞋槌(イカツチ)の義歟。（和字正濫鈔、全集七ノ八二ペ）

が、假名は佛足石歌や和名抄に「伊加豆知」とあることが、古言梯（同上七オ）で追證されてゐる。

次に、文献の徴證もなく、また語學的推定をも加へられないものは、しばらく舊來の假名遣（主に行阿の假名遣）に從つておいて、おもむろに後の研究を待つことにする。例へば和字正濫要略にも、

長　をさな　世にかきならふにまかす。いまだ不二考得一（全集七ノ五〇一ペ）

恐　おそる　書ならふにまかす。いまだ古き中にみず。（全集七ノ五〇二ぺ）

等とある。その前著の和字正濫鈔にも、

用　もちゐ　此假名いまだ慥なる證を勘かへず。（全集七ノ九五ぺ）

及　をよび　此假名未考　（全集七ノ一一〇ぺ）

泳　をよぐ　未考得　（同ぺ）

等とあるが、なほ書き放しにして一言もことわつてないのがたくさんある。

或　あるひは　（全集七ノ一〇三ぺ）

衰　おとろふ　（全集七ノ一二一ぺ）

久松潛一氏の契沖傳（契沖全集第九卷所收）によると、和字正濫鈔と和字正濫要略とを通じて、總數千九百八十六語の内、文獻の明記のないものが六百五十六語に達するといふ。實に約三分ノ一だ。それが約七十年後の楫取魚彦の古言梯（一卷、明和二年 1765 刊）以下、諸家の相次ぐ研究によつて次第に增補訂正された。その結果が現行の假名遣になつてゐるわけであるが、それでもまだ假名遣上疑問のものが少からずある。それらは、更に、將來の學者の研究に俟たなければならない。次節「疑問假名遣の調査について」參照。

【三】

字音の假名遣については、契沖は專ら反切によつた。それは和字正濫鈔・倭字正濫通妨抄・和字正濫要略の三書の中に至る處で用ゐてゐる。

銚子　てうし　銚は徒弔反（和字正濫鈔、全集七ノ一六八ペ）

祝言　しうげん　祝は之六切。音しくなるを相通してやはらげていふなり（和字正濫鈔、全集七ノ一六九ペ）

ゆうゐん　誘引　ゐんはわろし。余忍切イン。（和字正濫通妨抄、全集七ノ四三六ペ）

ぞうゑい　造營　今云ゑいはわろし　えいなり。營は余傾ノ切、やの下のエイ也。（和字正濫通妨抄、全集七ノ四三一ペ）

脇息　けふそく　脇は虚業ノ切。（和字正濫要略、全集七ノ五二一ペ）

花宴　はなのえむ　宴於見ノ切。（和字正濫要略、全集七ノ五一一ペ）

そしてア・ヤ・ワ三行の別は、その反切の上字によるとした。

字を反すに、二字にて反す。上を切字、下を韻字といふ。下の韻字にて、平上去入は定まれど、和語にかく時それは用なし。上の字にていゐ等をわかつなり。汪一切、一一切、乙一切、伊一切、烏一切、於一切などあるは、皆あいうえをの字也。羊一切、以一切、夷一切、余一切、庾一切、亦一切、余一切、與一切、欲一切、弋一切、餘一切、これらはやいゆえよの字なり。王一切、爲一切、韋一切、于一切、雲一切、禹一切、羽一切、これらはわゐうゑをの字なり。これをもつて古書の假名にしたがはゞ、みづから假名のこゝろを得べし。（和字正濫要略序説、全集七ノ四七三　四ペ）

備考　この説に對して、宣長は字音假字用格で反對した（宣長は反切の下字で開合を分つといふ説）が、その説の批判に、今、略す。

契沖は、唐音を學んで、延寶四年 1676 には正字類音集覽（全集第七卷に收む）を著はしてゐる。また元祿四年 1691 成の和字正韻（全集第七卷）には、ハ・ホ・タ・ク・シ等に清音・次清音・濁音の字を分類してゐるから、かれは正しく韻鏡を用ゐてゐたといふことがわかる。が、それによつて一般に字音の假名遣を定めることにはまだ思ひ至らなかつたらしい。かれの和字正濫鈔が成つて約六十年、釋文雄の和字大觀抄（前記）が出て、ここに字音の假名遣を規定する基礎

が始めて立つた。

音の假字は。紛るゝ事おほし。しやう。しよう。せう。せふ。きやう。きよう。けう。けふ。よう。やう。よふ。やふ。あう。わう。なう。はう。ほう。りやう。りよう。れうなど。わかちがたく。人々あやまる事。すくなからず。是をわかつに。韻鏡よりよきはなし。東 冬 江 蒸の韻は。平上去三聲ともに、ひよう。ちよう。きよう。しよう。りよう。にようなどのかなゝり。その故は。韻鏡の入聲に。ひよく逼。ちよく陟。きよく極。しよく職。りよく力などある所は。平上去。ひよう。ちよう等のかななり。能々入聲を見あはすべし。蕭 肴 豪 陽 庚 青の韻は。入聲ひやく百。ちやく着。きやく脚。しやく灼。りやく略。にやく弱などの數なれば。平上去の假字。ひやう。ちやう。きやう。しやう。りやう。にやうなるなり。和書に。蕭の韻のかなに。へう。てう。けう。せう。れう。れうを用ひ來れる事あり。此所入聲なきが故にあやまれり。しかれ共。入聲借音と云事あり。正しき說に考へてしるべし。ひやう。ちやうの類を正しとするなり。へう。てうの類はもと誤りなれども。物がたり歌書などには。習ひ來れるごとく書くを。故實とす。もし漢字の書に。かなを付る時は。ひやう。ちやうなどの類を用ゆべし。又入聲の緝 合 葉 帖 乏の類は。ふの字を書くべし。然れども和書のむかしは。其えらびなく。法師をほうしと書き。萬葉集をまんえうしうと書けり。是を傳へて故實とす。歌書の類には。故實を守りて書べし。其外は。入聲の引くかなには。ふの字をもちゆ。是をふ入聲と云。また鶯は惡の字の平聲なれば。あうなり。王往は。鑊の平上なれば。わうなり。翁は屋の平聲なる故に。おうと書く。一々入聲を尋ねて。かなを定むべし。逢は幞の平聲ほうなり。芳は雹の平聲はうなり。蒙は木の平ぼう。庖は邈の平ばうなり。餘は准らへて知るべし。又開口音にいをえんを用ひ。合口音に。ゐおゑむを用ゆべし。みだりにする事なかれ。（和字大觀抄下「音のかな」の項、十四ー六丁）

音に輕重と開合との差別あり。いにしへかな使をさだめられたる時。あながちに。輕重開合のをしへもきこえざれども。後よりをしきはむれば。輕重開合のわかちにて。さだめたる物と見ゆ。いをには。開の輕きに用ひ。ゐおゑは合の重き所に用ひられたればなり。（和字大觀鈔下「輕重開合」の項、十七ウ）

但し右に「いをに」對「ゐおゑ」として、ヲとオとの假名が入り違つてゐる。これは當時の五段音圖にアワ二行が「アイウエオ」「ワヰウヱオ」となつてゐるのによつたからで、これは群書類從(第十二輯)所收の管絃音義(文治元年 1185 の奥書あり)の中に見えるものにも、ア行のオを「乎」として、ワ行のヲを「於」としてゐるし、文永六年 1269 の奥書がある密宗肝要抄に見えるものにも「阿伊烏衣於」「和爲于惠遠」となつてゐる(大矢博士「音圖及手習詞歌考」五十音圖證本第十三圖に據る)し、又、當時、行はれてゐた次の諸書にもさうなつてゐる。

アイウヱヲ　ワイウエオ　(南朝藤原長親明魏「倭片假字反切義解」群書類從第十輯所收)

あいうにを　わゐうゑお　(和字正濫鈔總説、契沖全集七ノ七一ぺ)

あいうにを　わゐうゑお　(貝原益軒「和字解」元祿十二年 1699 成、元文二年 1737 刊、益軒全集第一卷所收)

そこで文雄も、それら通行の圖に從つてはおいたが、それについて次のやうな疑ひを存してゐる。

おくのおは。重きよみい頭。一字の訓是也。又開合の音の別ある事。いゐにゑの例と同じく。をゝ開合とし。おを合音とすべき事なるに。中のをは。遠い字にて合音なり。又越乎の字を類音とせり。是又合音の字なり。いぶかしき事なり。いま按ずるに。遠越の字は。共に韻鏡二十二轉。合口音の字なるを。中のをの假名に用ひたり。いにしへ此所の字を。誤りて開としてふめるならん。此轉にある緣の字も。中のえのかなを用ひ來れり。共にうたがはしければ。爰に記し侍る。識者正したまへ。韻鏡の諸本不同にして。開合をあやまる事すくなからず。いろはを作れる比は。韻鏡の書はあらざれ共。開合の沙汰はありしやうに見え侍る。其比何の書によりてか。開合をわかてるにや。しりがたし。をおの二つは。開音合音のわかち。定めがたきものか。(和字大觀鈔下六丁)

これより先き契沖も次のやうにあやしんでゐる。

愛宕あたこ おたき 此あとおとかよふ様人に尋ぬべし。たわゝたとなゝといひわなゝくなのゝくといふ。此わとなと通ふ様もおなし。ア ワ ╳ オ ヲ かくのごとくすみちがへにかよへり。犬いぬ ゐぬ 息いき おき 居ゐる をる 是らもたつぬべし。（和字正濫鈔、全集七ノ一九六ぺ）

實にローマの成るは一日にして成るにあらず、かくて本居宣長に至つて始めて「オ・ヲ」の所屬を正した。が、それも畢竟、先人（特に文雄・契沖）の存疑に啓發されたもので、その間の消息は字音假字用格の「おを所屬辨」の項を一讀すればすぐわかる。が、それでもまだ「於」を收めてゐる韻鏡第十一轉が「開」だといふことには思ひ及ばなかつたらしい。しかもそれは文雄の意見を襲つたものらしい。

第十一合【一本作開非矣】（磨光韻鏡、第十一轉題注）

第十一轉合也【一本ニ開トスルハ非也】（字音假字用格、増補全集九ノ四三二ぺ）

そこで自ら「字音開合指掌圖」を作つて、オは「開合ニ渉ル音也」とした、字音假字用格、増補全集九ノ四三三ぺ。これ窮通の説だ。字音假字用格成稿（1775）の後四十年、太田全齋の漢呉音圖（文化十二年 1815 序）が刊行された。その序に「前時本居氏著字音假字用格據攷古志以論音韻援引確切殊絶諸家然間有掛漏隨珠尙纇虹玉仍瑕」といひ、しかして「圖徴凡例」第一に昂然と「愚考六條」を唱へて、その第六にいふ、

於字【十一轉】開音ナルコトヲ徴ス六也（一丁）

と。その徴は「漢呉音圖説」に詳しい。これによつて更に東條義門（1843歿85歳）の於乎輕重義（二巻、文政十年 1827 成、寫本）が補説されて、ここに全く「オ・ヲ」の所屬が正に歸した。その結果、引いて「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の假名遣の區別は、すべて本來の字音の開合に基づくものだといふことが、確然と明かになつた。於乎輕重義の成る七十三年

前、文雄が「うたがはしければ、爰に記し侍る、識者、正したまへ」といひおいた言葉を、私は今、涙なくして讀むことができない。ちなみに、このオヲの所屬を正すことは、富士谷成章も夙く考へてゐる、北邊隨筆「音の存亡」參照。

但し、その說を廣く明かにしたのは、やはり上記の諸家としなければならない。かやうにして、オ・ヲの所屬の正誤が全く學問的に立證されたのは後であるが、宣長は既に、實際上、その所屬を正して、それを字音假名遣に應用した。

抑此字音ノ假字ノ常ニマガヒヤスキハ多クハうト引ク音ニアリあうトわうトおうト混ジきやうトきようトけうトマギル、類也然レドモ是レラハ其所屬ノ韻ニヨリ又其入聲ノ字ナドニテモ分ルヽコトナルガタヾ辨ヘガタキハ喉音三行【アイウエオ。ヤイユエヨ。ワヰウヱヲ】ノ差別ニテ其いゐえゑおをノ假字ハ字音ノミナラズ御國言ニ於テモ後世多クハ錯亂シテ善ク是ヲ辨ル人無クシテ數百年ヲ經タリ然ルニ近世難波ノ契沖僧始テ是ヲ考ヘ出シ和字正濫抄ヲ著セルヨリ古ノ假字再ビ世ニ明ラカニナリヌルハ比類ナキ大功ナリソノ後古學ノ道イヨ〳〵開ケテ古言ノ假字ヅカヒニオキテハ今ハ遺漏無キヲ【近年出來タル古言梯便リヨキ書也】字音ノ假字ニ至テハ未詳ニ考ヘ定メタルモノナクシテ喉音三行ノ假字ハ殊ニ明ラカナラズ（字音假字用格、安永五年1776刊、增補全集九ノ四二四ペ）

京都ノ韻學僧文雄ノ說ニ云ク喉音いゐえゑをおノ假字古ヘ何ニ依ルト云フヿ知ガタシトイヘドモ今ヲ以テ准擬スルニ以伊已夷意異等ハ悉〃韻鏡ノ開轉ノ字也爲韋委威圍遺謂位等ハ悉ク合轉ノ字也又盈衣叡要曳愛等ハ悉ク開轉ノ字也惠慧會回畫穢等ハ悉ク合轉ノ字ニシテ一ツモ混雜セルコト無シ然レバいえハ開口音ニ用ヒゐえハ合口音ニ用フベキコトヽゾ思フ（中略）【以上】今按此ノ說甚ダ善シマコトニ畢竟ハ開合ニテ分ルヽコト也（同書、四三一ペ）（備考）（右「ゐえ」の「え」は「ゑ」の誤植なり）

字音ノ開合ハ韻鏡ニ依テ定ムベシ【韻書多シトイヘドモ簡ニシテシカモ詳ニ且サトリヤスキコト韻鏡ニ及モノナシ此書ハ唐ノ末ニイデキタルベシト或人ノ云ルマコトニサモアルベシ然レバ此方ニ古ヘ假字ヲ定メシ時ヨリハ後ノ書ナレドモイサヽカモ古ヘノ音韻ヲ誤レルコトナケレバ全クヨリドコロトスルニ足レリ】（同書、四三二ペ）

からして字音假名遣の體系が整つた。これを更に補正したのが白井寛蔭の音韻假字用例（三巻、萬延元年 1860 刊）で、それには、太田全齋の學說をとつて、アヤワ三行の「イ・い・ヰ」「ウ・ウ」「え・エ・ヱ」及び（m・n）の「ン」を分けて、專ら理論的に考定してある。が、それは常用のカナ字母（イロハ四十七字とン）による現行假名遣の範圍を越えてゐるから、その「イ・い」「ウ・ウ」「え・エ」の別を混一して適宜に用ゐてゐるのが即ち現行の字音假名遣だ。

かやうにして、漢音の韻と開合とは專ら韻鏡によつて、呉音の韻は古書の用例を參照して、それぞれ文獻と理論との上から考定したものであるが、なほ清濁については、呉音の清濁は韻鏡の清濁と一致して、漢音の清濁は、呉音の次濁音（鼻音）を濁音に、呉音の濁音を清音にした、次清音は淸音に攝する。そこで「明」は呉音ミヤウ、呉音ベイであるが、その中間のメイが通用してゐるのは和音（又は慣用音）としてもちゐる。また「竹」は、韻鏡音ではチュクであるはずだけれども、漢音チクとして字典にも載せてある。が、これらのことは直接に假名遣（狹義の）問題には觸れない。それに觸れるのは主として開合と長音の假名だ。そしてそれは專ら韻鏡に基づいて考定した。

【三】

新外來語の假名遣については、ただ發音主義の一語で盡きる。發音主義とは、必要で且つ十分な範圍內で、なるたけ忠實に發音の通りに書き表はさうといふ精神だ。その結果、長音符の「ー」を採用した。これは假名遣の歷史上、畫期的な一大新事實といはなければならない。そして新外來語に伴ふ新外來音に對しては、在來のカナ字母に若干の修飾を施して、カナの新字母をも採用しようと工夫してゐる。いづれも發音主義の採用に基づく國民的な努力の現はれに外ならない。ちなみに、新外來語とは、いはゆる南蠻渡來以後、現代支那語の輸入までの諸國語を含む。

ここで振り返つて見ると、國語假名遣は主に古書の用例によるもの、字音假名遣は原音の推定によるもの、新外來語の假名遣は發音によるもの、その各の内部で更に細かい規則もあるが、ともかくわれわれは、なによりも先きに、これは國語、これは字音、これは新外來語といふことを大きく考へ分けなければならない。かくて現行假名遣は、あくまで「語原主義」を離れない。

＊　＊　＊　＊　＊

第二節　疑問假名遣の調査について

現行假名遣の法則は、大體、前の第一節で述べた通りであるが、その細部に立ち入つて見ると、まだまだ疑問なものがたくさんある。さういふもの（アイオイからワレモコーまで凡て二百九十一語）を拾つて、それに對する諸家の學說と古書の實例とを集めたものが、本居清造氏の大著「疑問假名遣」二卷（前編大正元年刊・後編大正四年刊）だ。今、その中から若干の語を拔粹して紹介する。

「或」　假名文字遣・和字正濫鈔・古言梯・倭訓栞等、悉くアルヒハ說で、その意味は或謂（アルイニハ）だといふ。或は「或日は・或人はノ略カ」ともいふ。實例は、平安朝・鎌倉時代はアルイハで、室町時代に入つてアルイハ・アルヒハの二つが見える。本居氏は、山田博士が奈良朝文法史で說かれた「主格を示す助詞のイ」をとつて、アルヒハを排して「アルイハ」だと論定された。その結果は新刊の大言海にも採用されてゐる。

「銀杏」　和漢三才圖會・倭訓栞等、多く「一葉（イチエフ）」の義としてイテフとし、舊言海にも採用された。實例にはイチヤウが多く、唯一つイキヤウがあり、それによつて春村翁は「銀杏（イキヤウ）」字音說を立てられた。大槻博士は後に支那音の鴨脚子（ヤチヤオ）からイチヤウと斷じて、

大言海で改められた。これよりさき新村博士もイチヤウ説について、該博精緻な考證を積んでゐられたことが、東亞語原誌所收の「鴨脚樹の和漢名」で知られる。

〔噂〕 倭訓栞「表様(ウハサマ)」の義として舊言海にも採られたが、大言海には「浮沙汰(ウハサタ)ノ略ニモアラムカ」とある。本居氏は「上狀(ウハサ)」の義かとして表様(ウハサマ)の舊説を肯定してゐる。

〔襟〕 衣領の音・衣輪の音・緣の音(信(シリ)・縁(ヘリ)の類)等の説があつて、本居氏の考定はない。實例は室町時代のヱリとエリ。和字正濫鈔にも「假名未考」とある。

〔煽動〕 實例なし。倭訓栞は「招(を)き起(た)つる義」としてヲダツ、舊言海は「熾(オコ)し起(タ)つる意」としてオダツ。大言海は「押し起(タ)てるノ約ならむ」としてオダテル。

〔可憐〕 鎌倉時代、延慶本平家物語にはカハユシとカワユシと混用してゐる。室町時代の抄物にはカワユシが多く、カハユシは稀だ。本居氏は語原論で「可愛」の音讀説を排して、但し假名の「カハ」か「カワ」かは未詳としてゐる。現行の小學讀本には「かはいい子れこ」(卷三ノ十ペ)等とある。

〔相撲〕 實例は國紀二千百年代の室町時代に相撲(スマウ)、同じ時代の二千二百年代に相撲(スマフ)。語原説は、スマヒの音便スマウ説と、スマフの終止・連體形のスマフとがある。本居氏はスマフ説。

〔土塀〕 築地(ツイチ)(饅頭屋本節用集)は通俗語原説であつて、築土(ツキヒヂ)の約だからツヒヂ(母音を略す)とする。後の入(ハヒル)を參照せよと本居氏は説く。

〔泥鰍〕 室町時代の實例は凡てドヂヤウ、和漢三才圖會に泥鰌、俗云止之也宇、字音之訛也とある。或は泥生の音なりともいふ。松屋筆記に泥つ魚の義として、ドヅヲまたはドヂヲなど書べき也といふ。大言海の卷頭に、ドロツウヲの説を賛してドヂヨウの假名遣を定むといふ。本居氏は語原説によらず、専ら室町時代の實例によつてドヂヤウとする。

〔捻〕 室町時代の實例にネヂ・ネヅル・ネヂリ・ネヂレ等が大多數で、二三のネジハ誤寫だらうといふ。さて捻は呉音ネフだけれ

ども、また乃結切、音涅、按也とあつて、そのネチを動詞化したのではないかといふのが本居氏の說。

〔入〕 室町時代の實例はハイリ・ハイルであるが、この語が「這ヒ入ル」の約言だといふことは、古く「ハヒイル」と稱して「這入」と書いた多數の例證に徵して明らかだ。

這(ハフ)、這入(ハヒイル)（類聚名義抄。觀智院本、佛上、二四丁、オ）

障番ノ内ニ這ヒ入ヌ（今昔物語。丹鶴叢書本、二四、二六丁、ウ）

這入(ハヒイル)（字鏡集、寛元本、七、八丁、ウ）

かくて語の中下に連接して存する「イ」「ヒ」の二音は、發音の便宜上、いづれが省略せられるかと云へば、母音の「イ」が省かれるのを當然とする。殊に、この語は「ヒ」に「イ」の韻を含んでゐるのだから、その下の「イ」韻が脱落するのは論を俟たない。マヰル（參）といふ語は延喜式大殿祭の祝詞に「參入罷出人」とあるやうに、もと「參ヰ入る」であるのを、略して「マヰル」といふのと同例だ。なほツイジ（土塀）の條を參照せよと、本居氏は力說してゐる。備考、今の小學讀本では「ハイル」とある。本稿四四ペ參照。

〔塙〕 實例なし。ハナワ（松屋筆記）か、ハナハ（言海）か、未定。

〔向〕 實例なし。相撲(スマフ)と同例で、ムカフを原音として、ムカウを音便とすべしといふ說、本居氏。なほ曰く、人、或は山城國乙訓郡なる向日町をムカウマチと呼ぶを以て、ムカウをムカヒの音便たる證となさん。向日町は、古事記傳の說もありて古くはムカヒと稱せしこと固りにて、後にはムカイと轉呼したるなるべし。然るに一方ムカフの音便なるムカウの語あるにより、向日と書するにも關せずムカウマチと稱ふるものもありしが、遂に、その方、勢力を有して、ムカイマチの稱を斷つに至れるなるべし。されば、これを以てムカヒの音便ムカウなりとは斷ずべからざるなり。以上、本居氏說。

〔用〕 實例はハ行上一、ワ行上一、ヤ行上一、ハ行上二、ワ行上二、ヤ行上二などがある。諸家の說も參差して一定しない。本居氏はワ行上一段活用の說に從つて、語原は「持率(モチヰ)なりといへる、これまた動かざる說なるべし」といふ。

以上は疑問假名遣の一斑に過ぎないが、それだけの中にも未定のものが少くない。また、その外にも未定の說が少からずある。なほ「疑問假名遣」の中では問題とされてゐないが、マヰル（參）の假名遣なども一度は疑つて見たい感じがする。それから「在る・居る」の敬語のイラッシャルなども、小學讀本に用ゐられてゐる（辭典にも採錄されてゐる）が、その語原的說明をハッキリして欲しいとおもふ。次に小學讀本の假名遣では、ムカフ（名詞）やスマフ（相撲）は本居氏の考定說を採用してあるが、ハヒル（入）はハイルとして獨自の判斷に據つてゐる。ちなみに「用」の活用なども、今日、殆どワ行上一段說に決定してゐるやうであるが、あるいは上二段の形の方が古いのではないかとも考へられないことはない。ヰル（居）も古くは上二段だつたと認められるし、最近、ヒル（乾）も古く上二段だつたと考定された、橋本進吉氏「上代に於ける波行上一段活用に就いて」昭和六年十月創刊號國語・國文所載。いろいろ疑問は盡きない。

更に字音假名遣の方を見ると、そこには疑問なものが幾らもある。一たい現行の字音假名遣は、文雄・宣長の創設に係るものではあるが、更に太田全齋の學說に基づいて半ば理想的に考定されたものだから、これから一度、十分に調べ直して見なければならない。

第三節　現行假名遣の改定について

現行假名遣は殆ど確定的なものではあるが、その中でも疑問のものが若干あることは前節で述べた。それを解決して現行假名遣の原則に適合するやうに改めることは、けだし學者の任務でなければならない。既に「あるひは」は「あるいは」と心ある人には書かれてゐる。「銀杏（いてふ）」の「いちやう」もやがて一般化することだらう。

現行の小學讀本には學校を「ガクカウ」(卷三ノ一〇ペ等)とあるが、今度の新讀本からは「ガッカウ」(卷一ノ一七ペ等)となつた。

國旗の「コクキ」(卷四ノ九ペ等)も、きつと「コッキ」に改められるにちがひない。

これで、すべての促音の書き方が「ッ」に統一された。そのことがらは大さういいと思ふけれども、實は假名遣の重大な改定だから、かういふときには、なにかの方法で一般に告知して欲しい。殊に國語國文學界に對しては、むしろ進んで內示でも懇談でもして欲しいとおもふ。それほど假名遣といふことを重んじて、その國民的な統一の象徵たる國定教科書に權威を持たせたいのだ。

この機會に、私は次の改定案を提出したい。

(1) 國語假名遣で、ハイル(入)をハヒルとすること、本居氏「疑問假名遣」參照、本稿四二ペ。

(2) 國語假名遣で、次のオ列の長音を「オ」で表はすこと。

おう(小學讀本卷四ノ二三ペ)を「おお」とする。

オウイ(小學讀本卷三ノ三ペ)を「おおい」とする。

ほうら(小學讀本卷三ノ六四ペ)を「ほおら」とする。

ホホウ(新小學讀本卷一ノ四一ペ)を「ほほお」とする。

〔參考〕 まあ(小學讀本卷三ノ一六ペ) さあ(小學讀本卷三ノ六二ペ) いいえ(小學讀本卷三ノ一九ペ) へええ(小學讀本卷四ノ五四ペ)

オトウサン(新小學讀本卷一ノ一六ペ)を「おとおさん」とする。

〔參考〕 オバアサン（新小學讀本卷一ノ五六ペ） オカアサン（新小學讀本卷一ノ一六ペ） オヂイサン（新小學讀本卷一ノ五六ペ） ニイサン（新小學讀本卷一ノ三八ペ） ねえさん（小學讀本卷三ノ二九ペ）

「チ・バ・ト・カ・ニ・ネ」は、それぞれ「爺・婆・父・母・兄・姉」の語根で、それを長く引いてオヂイサン・オバアサン等といふのだ。そして「凡テ韻ハあいうえおニ限レルコトナレバ」（本居宣長「字音假字用格」增補全集九ノ四二七ペ）だから、父も必ず「オトオサン」と書かなければならない。間投語の「おお」などもさうだ。それを近代の通俗書に「う」を用ゐたのは、字音假名遣の東・冬などから類推したもので、わが古書第一の現行假名遣の據とするに足りない。そして右述の通り、國語の「韻」は凡てアイウエオを添へて表はすのが「古典の用例」だから、右は必ず「オ」を用ゐなければならない。次の用例は字音假字用格に引くところ。但し、或は「オトウサン」の「ウ」は音便の一種とするか。

安波禮衣千者也布留賀茂能也之呂於乃於比女古於末川（云云）與呂川世於不止於毛於伊呂於者安可者安良之（求子）

紀伊（國名） 基肄（肥後郷名） 斐伊（出雲郷名） 肥伊（肥後郷名） 毘伊（筑前郷名） 渭伊（遠江郷名） 都宇（備中郷名）

弟翳（備中郷名） 頴娃（薩摩郡名） 噌唹（大隅郡名） 都唹（日向郷名） 寶飫（參河郡名） 呼唹（和泉郷名）

(3) 字音假名遣で、ウヰ韻の「ヰ」を「イ」に改めること。二一ペ參照。

(4) 字音假名遣で、拗音の「クワ」を「カ」に改めること。一五ペ參照。

以上は、現行假名遣の原則を肯定して、その範圍內で假名遣を改定しようといふのであるが、臨時國語調査會の假名遣改定案といふのは、現行假名遣の原則（假に語原主義の名で代表させる）を、發音主義の原則で置き換へようとするのであつて、それと私の右の改定案とは、ちやうど（かういふ政治的な言葉は使ひたくないが）改革と革命との違ひだ。ところが、現行假名遣（暫く新外來語の假名遣を除く）は既に歷史的假名遣の一體系を完成してゐるのだから、

これはこれとして學問的に尊重し護持して、わが古典解釋の上に活用しなければならない。それを發音主義の原則で改定して、これを文語文の上にも適用（同案、凡例二、本案ハ主トシテ現代文【口語文語トモ】ニ適用スル）して、引いて文語の法則をも改定する（例へば「出づ」の活用を「出で・出ず・出ずる」とするやうな類）などのことは、絶對に拒否しなければならない。但し、現代の口語の表記法として發音主義の假名遣を建設しようとするのならば、それは「現代の歴史的假名遣」として、從來の（卽ち現行の）假名遣の外に、別に、新しく制定すべきだ。制定と改定、この間の區別をハッキリとして、いはゆる假名遣問題が一日も早く解決されるやうに、祈る。

第四章　假名遣の歴史

第一節　萬葉假名遣

イロハ四十七字のうち、純粹に同音異字のカナが「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」と六つある。そして、それに相當する漢字が古典の上でハッキリ使ひ分けられてゐる。なぜさうなのかといふ疑問に對して、二つの考へ方がある。

第一は、昔も今も同じ發音なのではあるが、それが使ひ分けられてゐるのは、語の意味の區別によるのだ。

第二は、昔は發音に區別があつて、その區別を文字で書き分けてゐるのだ。

契沖は、右の第一の考へ方をとつて、和字正濫通妨抄の總評に次のやうにいつてゐる。

　假名に和語の義によりてかくことなり（前述二七ヘ參照）

そこで、もし、その假名遣を誤ると、語其物の表示を誤ることになる。もしまた別語の假名遣を混同すると、その

語の意義を混同することになる。これは、まさしく國語・國文の「みだれ」といふべきだ。故に契沖は過去において、

久しく中古以來かなをいるかせにして義もまた隨ひて誤れる事（倭字正濫通妨抄、全集七ノ二〇二ぺ）

を嘆くと共に、將來においても、

たやすくこれを混同せんとするは、おほきにひかことなり。（萬葉集代匠記初稿本總釋、全集一ノ二二ぺ）

と戒めた。又、富士谷成章は次のやうにいつてゐる。

明魏は、さる歌くちの人におはしけれども、かんなづかひは、いるまじきよしいはれたるは、なげくべき事なり。たとへば今いくよろづよをへて、やわあの三音、もじは、かはれども、こゑはうせて、あとなり。をよの二字も、こゑうせたらん時も、明魏にしたがはゞ、いにしへをしたひ、ことをさだめむ人、なにゝよりてか言のこゝろをも、わきまへまし。（北邊隨筆三「音の存亡」日本隨筆大成八ノ九一ぺ）

備考　右の明魏の說といふのは、實は長慶院御撰の仙源抄の跋文（群書類從卷第三百十八下）に見える御意見（それが久しく明魏の說と誤解されてゐたもの）で、それに定家の假名遣（吉澤博士「定家の假名遣」國語國文の研究所收・山田博士「假名遣の歷史」第二章「定家假名遣」參照）を四聲に據つたものと見ての否定の御意見が述べられてある。その要部を左に拔書きする。

抑文字つかひの事此物語を沙汰せんにつきては心うへきことなれはついてに申侍るへし中頃定家卿さためたるとかいひて彼家說なうくるともからしたかひ用るやうありおほよそ漢家には四聲をわかちて同文字も音にしたかひて心もかはれは仔細にをよはす和字は文字一に心なし文字あつまりて心をあらはすものなりされはふるくより聲のさたなし（中略）しはらくいろはを常によむやうにて聲をさくらはおもしは去聲なるへし定家かおもしつかふへき事をかくに山のおくとかけり誠に去聲とおほゆるなおく山とうち返していへは去聲にはよまれす上聲に轉する也又おしむおもひおほかたおきのはおとろくなとかけりこれはみな去聲にあらす（中略）すへていつれの文字にも平上去の三聲はよまるへき也とたへはかもしとみもしとをあはせてよむにかみ

【神也】かみ【上也】（中略）又一字にとりても序破急といふおりははの字平聲によまれ破をひくはをふくをといふおりは去聲になるたくひのことしこれにてしりぬ和字にもしつかひのかねてさためをきかたき事を定家かきたる物にも緒の音抜尾の音をなとさためたれは音につきてさたすへきかと聞えたりしかれともその定たる所四聲にかなはす又一字に儀なけれはそのもし共訓にかなふへしといひかたし音にもあらす儀にもあらすいつれの篇に付てさためたるにかおほつかなし然れ共にはかに此つかへをあらたむへきにあらすをひとへに是を信せに音儀に叶へからさるによりて此一帖には文字つかひをさたせすかつは先達の所爲をさみするに似たりといへとも音に通せむものはをのつからこの心をわきまへしれとなり（以上）

かういふ考へ方は今も强く人人の心の内に働いてゐて、例へば「繪(ゑ)」を「え」と書いては「枝(え)」や「柄(え)」に紛れるといふ。では「ゑ」と書きさへすれば必ず「繪」と解釋されるかといふと、さうばかりでもない。即ち「ゑ」にも「繪(ゑ)」「餌(ゑ)」等がある。結局、若干の〔エ〕の同音語が「え」と「ゑ」とのカナに二大別（或は語間語尾の「へ」を加へれば三大別）して書かれてゐるといふことだけで、それでもつて一一の語が書き分けられる（その意味が別別に表示される）といふわけのものではない。しかも語の解釋は、大部分、その前後の關係によるものだし、またさういふ同音異義の語は、その發達の間に自然に分化して自ら混亂を妨がうとするものだ、例へば柄(え)と枝(えだ)と、繪(ゑ)と餌(ゑさ)といふやうに。それも「え」と「ゑ」との發音が混一したからこそ、その分化を促したところも大いにあるとおもふ。だからそこは國語無窮の運命を信じて、その自然法則の發達に任せよう。但し古語の解釋や語原の探求に當つては、それが書き分けられてゐることが一つの大きな手掛りとなることがある。ここを成章が高潮して、いにしへをしたひ、ことをさだめむ人、なにゝよりてか言のこゝろをわきまへまし（前揭）といつたので、それも辭書（古語の假名遣を原形の通りに傳へるのは辭書の一使命）の普及を夢想だもしなかつた時代の人の思想として無理もない。しかも成章は、他面、假名遣の原理說としては、上

述の第二の考へ方を持つてゐた。即ち、

かんなづかひは、京極黃門のさだめさせたまひて後、其沙汰まち〳〵にして、おぼつかなかりしを、ちかき世、契沖がよくいひわきまへたるにより、はじめてことさだまれゝど、いにしへより、理につきて、もじを定められし事とのみ心えられけるにや。(〇ママ)口角にわかつべき事とはいへる人なし。千慮の一失といふべし。(北邊隨筆三「音の存亡」日本隨筆大成八ノ九二ぺ)

この趣意は、同じ時代の宣長も、古事記傳の總論「假字の事」の條で委しく述べてゐる。

假字用格のこと、大かた天暦のころより、以往の書どもは、みな正しくして、伊韋延惠於袁の音、又下に連れる、波比布閇本と、阿伊宇延於和韋宇惠袁とのたぐひ、みだれ誤りたること一ツもなし、其はみな恒に口にいふ語の音に、差別ありけるから、物に書にも、おのづからその假字の差別は有りけるなり、【然るを語の音には、古へも差別はなかりしを、たゞ假字のうへにて、書分たるのみなりと思ふは、いみしきひがことなり、もし語の音に差別なくば、何によりてかは、假字を書キ分クることのあらむ、そのかみ此ノ書と彼書と、假字のたがへることなくして、みなおのづからに同じきを以ても、語ノ音にもとより差別ありしことを知るべし、(下略)(增補全集一ノ二七ぺ)

右は「イ・エ・オ」と「ヰ・ヱ・ヲ」との發音の區別を肯定したもので、今日では殆ど一般の常識にまでなつてゐるが、ではイロハ四十七(ンを加へれば四十八)の外には違つた音はなかつたかといふ問題になると、宣長は、有るとは考へなかつたらしい。その證據には、後の假字遣奥山路の研究の端緒を開いた古事記傳總論の說(キギケコソトヌヒビミメモヨ十三の假名に二類の使ひ分けがあるといふ說の中にも「同音」といつてゐる。

さて又同音の中にも、其ノ言に隨ひて、用ふる假字異にして、各定まれること多くあり、其例をいはゞ、コの假字には普く許古二字を用ひたる中に、子には古ノ字をのみ書て、許ノ字を書ることなく、【彦壯士などのコも同じ】メの假字には、普く米賣ノ二字を用ひたる中に、女には賣ノ字をのみ書て、米ノ字を書ることなく、【嬢處女などのメも同じ、】キには、伎岐紀を普く用ひ

たる中に、木城には紀をのみ書て、伎岐をかゝず、トには、登斗刀を普く用ひたる中に、戸太問のトには、斗刀をのみ書て、登をかゝず、ミには美微を普く用ひたる中に、神のミ木草の實には、微をのみ書て、美を書ず、モには毛母を普く用ひたる中に、妹百實などのモには、毛をのみ書て、母をかゝず、ヒには、比肥を普く用ひたる中に　火には肥をのみ書て、比をかゝず、生のヒには、斐をのみ書て比肥をかゝず、ビには、備毘を用ひたる中に、彦姫のヒの濁りには、毘をのみ書て、備を書ず、ケには、氣祁を用ひたる中に、別のケには氣をのみ書て、祁を書ず、辭のケリのケには、祁をのみ書て、氣をかゝず、ギには、藝を普く用ひたる中に、過覇のギには、疑ノ字をのみ書て、藝を書ず、ソには曾蘇を用ひたる中に、虚空のソには、蘇をのみ書て、曾をかゝず、ヨには、余與用を用ひたる中に、自の意のヨには、用をのみ書て、余與をかゝず、ヌには、奴怒を普く用ひたる中に、野角忍篠樂など、後ノ世はノといふヌには、怒をのみ書て奴をかゝず、右は記中に同シ音の數處に用たる驗て、此レ彼レ擧たるのみなり、此ノ類の定まり、なほ餘にも多かり、此レは此ノ記のみならず、書紀萬葉などの假字にも、此ノ定まりほのぐ\見えたれど、其はいまだ偏くもえ驗す、なほこまかに考ふべきことなり、然れども、此記の正しく精しきには及ばざるものぞ。抑此ノ事は、人のいまだ得見顯さぬことなるを、己始メて見得たるに、凡て古語を解く助となることいと多きぞかし、（增補全集一ノ三〇）

右の末句「古語を解く助となる」一例として、古事記（下應神）の「この蟹や何處の蟹」の歌の「斗岐」の解釋に、

斗岐は、速來なり、【斗は、辭にはあらず、記中、辭のトには、登ノ字をのみ用ひて、斗をば用ひず、さて記中、又萬葉などにも、利速の假字には、必ス斗又刀を用ひたり、登ノ字などは書カず、】（古事記傳三十二、增補全集三ノ一六七四）

などを擧げることができる。が、それはちやうど、契沖が「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の區別を古語の解釋に利用したのと同じ態度であつて、それが直ちに發音の區別に基づいたものとは考へてゐなかつた。

そこに至ると、さすがに成章の識見（一口に學識といふが學問と識見とは自づから違ふものがある）は高かつた。卽ち彼は、上代國語の基本的な音節は五十あつたらしいといふ。

又云、あがりての世には、人のこゑ五十ありけらし。そのうちふたつは、やう〳〵うせて、あめつちの歌のころは、四十八になりぬ。それが又、ひとつうせたる世に、いろはの歌はいできたり。いろはの歌、四十七のうちに、今はよつうせて、四十四のみぞある。（北邊隨筆三「音の存亡」日本隨筆大成八ノ九〇ペ）（備考）（右の「よつ」は文政二年版本も然り）

右の「五十」といふ數は、多分、五十音圖の五十から來てゐるのだらう。ところが、ここに、前記（四九—五〇ペ）古事記傳總論の說から出發した石塚龍麿の「假字遣奧山路」の研究がある。

假字遣奧山路（以下「奧ノ山路」と記す）の研究によれば、今日、同じエ・キ・ケ・コ・ソ・ト・ヌ・ヒ・ヘ・ミ・メ・ヨ・ロの十三（古事記ではチ・モの二つを加へて十五——なほホも入るか）のカナに譯されてゐるものが、記・紀・萬葉の三書では、それが、各、二類の假名で書き分けられてゐるといふ。

たとへば子ネ男彥のこには古事記には古のみ用ひたるに書紀にはひろく古姑故固枯胡孤顧などをも用ひたり【これら皆古にかよふかななり許己擧據居虛去莒などをば一つも用ひすこは皆許に（か脫ヵ）よふかなるがゆゑなり古と許のけぢめ古事記に明らけし】又辭のけにには祁鷄稽家啓【皆祁に通ふかなり古事記には祁の字をのみ用ふ】を用ひて氣開慨階戒凱居【皆氣に通ふ也】なとをは用ひす此外をも准らへて知へし（奧ノ山路、序）

この奧ノ山路の研究の眞價を發見して、これを始めて學界に紹介された（大正六年十一月號帝國文學所載「石塚龍麿の假名遣奧山路について」日本古典全集本奧ノ山路再錄——これによつて國語研究上一新光明を齎された絕大な恩賴に對して我ら殆ど感謝の辭を知らない）橋本教授は、その後、昭和六年九月號國語と國文學所載「上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法」において、龍麿の研究を整理し補正した結果を發表された。それに次の表がある。

これは主として假名遣奧山路の初に載せた萬葉假名の表にあるものに必要な訂正を加へ訓の假名を補つたものである。奧山路

い表には、各類に清濁をわかち、又記紀萬葉と書毎に區別して、之に用ゐられた萬葉假名を擧げたが、今はこれ等の區別をすべて廢し、同じ假名の中の兩類の別だけを明瞭にした。

え ｛衣の類　愛哀埃衣依榎
　 ｛延の類　延曳叡要兄柄

き ｛伎の類　伎岐棄枳祁企耆葵祇吉蟻諸儀寸杵服來
　 ｛紀の類　紀疑機氣幾基己擬旣騎義宜奇黄寄綺記歸癸木城樹

け ｛祁の類　祁牙下鷄計啓家雞稽電計價奚谿結夏雅賈異
　 ｛氣の類　氣宜開該概慨階戒凱愷礙皚得旣義偈毛食飼消

こ ｛古の類　古胡故顧固誤姑吾吳孤姑五處枯庫後黑高祜子兒小粉籠
　 ｛許の類　許巷其語據馭居虛去擧御莒渠己期乎興木

そ ｛蘇の類　蘇宗素泝祖十
　 ｛曾の類　曾叙層贈諸所則序鋤茄僧增憎俗其衣

と ｛斗の類　斗刀土度杜圖屠覩都徒怒渡外礪
　 ｛登の類　登等杼騰鄧苔耐迺澄得特藤

ぬ ｛怒の類　怒努弩
　 ｛奴の類　奴農濃沼寐

ひ ｛比の類　比毘避譬頻臂嚬彌寐卑辟鼻婢必賓嬪妣日氷檜
　 ｛斐の類　斐備肥被彼悲費媚眉縻非飛昧未火乾

へ　幣の類　幣辨覇陛弊謎鞞蔽薇遍敝便返別反邊部隔方重
　　閉の類　閉倍陪珮沛杯俳每背經戶甕

み　美の類　美彌瀰寐彌民三御見水眷
　　微の類　微味未尾箕實身

め　賣の類　賣謎咩綿馬面女
　　米の類　米妹梅每瑇昧晚目眠

よ　用の類　用庸欲容夜
　　余の類　與余豫譽預餘四代世

ろ　漏の類　路漏樓盧露魯
　　呂の類　呂侶慮廬稜　　　（以上七－九ぺ）

私の攷究した所によると、一つの假名に於ける兩類は、それぞれ他の假名に於ける兩類の何れか一と相對應するもので、從つて十二の假名を通じて、二類に大別する事が出來る。假に甲類乙類と名づければ、次の如くなる。

　　　　キ　ケ　コ　ソ　ト　ヌ　ヒ　ヘ　ミ　メ　ヨ　ロ
（甲類）伎　祁　古　蘇　斗　怒　比　幣　美　賣　用　漏
（乙類）紀　氣　許　曾　登　奴　斐　閉　微　米　余　呂　（以上一九ぺ）

その後、昭和八年一月刊、岩波講座日本文學第十九輯所載「國語學概論」下の中で、右のヌの二類の別に關して次のやうな訂正を加へられた。

但し龍麿は、ヌに二類の別ありとし、ノにはその別なしとしたが、ヌには別なく、ノに二類の別があると見た方が正しいや

うである。（九一、

昭和七年十一月號國語と國文學所載、有坂秀世氏の「古事記に於けるモの假名の用法について」の中に、右のノの二類の別に關する橋本教授の説を紹介してある。

ヌの假名に二類の使ひ分けがある中で、怒努の類（後世のノに對應するもの）は實はノの甲類と見做さるべきもの、普通にノの假名と稱せられてゐる能乃の類はその乙類と見做さるべきものであるといふことである。（七六ペ）

有坂氏は、古事記におけるモの假名の用法について調査された結果、右の論文で、毛は甲類、母は乙類だと考定された。それについて、氏が發見された三つの音節結合の法則（但し、寧ろ傾向といふ程度のものである」と自注されてはゐるが）を左に記して置きたい。

1、甲類のオ列音と乙類のオ列音とは同一語根内に共存することが決して無い。

2、乙類のオ列音はウ列音と同一語根内に共存することが少い。

3、乙類のオ列音はア列音と同一語根内に共存することが少い。（七八ペ）

有坂氏の研究は私の常に尊敬してゐるところである（その力作の一つに「國語に現れる母音交替について」昭和六年十二月刊「音聲の研究」第四輯所載がある）が、右の法則も立派な業績の一つとして推稱されなければならない。

さてヌの二類の假名の區別を廢して新たにノの二類の假名を立てることになると、前掲（五一ペ・五三ペ）の表は、次のやうに訂補されることになるのだらう。

（い）努の類　怒努弩野（野は奥ノ山路に「ぬ野怒努ヲ弩用ッ」とあるのによる）
乃の類　乃能

キ　ケ　コ　ソ　ト　ノ　ヒ　ヘ　ミ　メ　ヨ　ロ　（モ）

（甲類）　伎　祁　古　蘇　斗　怒　比　幣　美　賣　用　漏　（毛）

（乙類）　紀　氣　許　曾　登　乃　斐　閉　微　米　余　呂　（母）

なほ將來の研究によつて、どのやうな程度の補訂が施されるにしても、ともかく奧ノ山路の研究は、わが國語研究史の上における驚くべき新發見の事實に違ひない。これについて我我は、上代國語の基本的な音節が、今日のそれよりも、ずつと多かつたといふことを想像することができる。

右の假名の區別は、國語内に於ける音の適用の狀態から觀ても、之にあてた字音の假名（萬葉假名として用ゐた漢字）の、支那、朝鮮等に於ける發音や、韻書に於ける音の區別などに對照して觀ても、上代の國語に於ける發音の區別に基づいたものらしく考へられる。卽ち奈良朝までは大抵その發音の區別が保たれてゐたが、平安朝になつて同音になつたのであらう。現に、エの假名の二類の別がア行のエとヤ行のエ、卽ちeとyeの別である事、古くは奧村榮實の古言衣延辨、近くは大矢透博士の古言衣延辨補證によつて明かである。（前記「上代の文獻に存する特殊の假名遣と當時の語法」四-五ぺ）

當時は、後の假名文字では區別しない音節の區別があつたのであつて、伊呂波四十七の外に、その濁音二十と前述の十三の假名とその濁音七つ、合計八十七の音節の種類があつたのである。さうして、古事記に於ては、右の十三の外に猶モにも二種の區別があるのであるが、これは、古い時代にあつた區別が古事記だけに殘り、他には滅びたものと考へられるから、更に古い時代に於ては、もつと多くの音節の區別があつたかも知れない。（前記「國語學概論」下九-一〇ぺ）

では、その二類の別の音韻上の性質は如何。それについては先づ次の意見がある。

エキケコ以下十三の假名に相當する音節に於ける二類の別の內、エの二類は母音のeとyeとの區別であつて、前者は五十音圖ア行のエであり、後者はヤ行のエに相當する。エ以下のものは、キヒミ（以上イ段）ケヘメ（以上エ段）コソトノヨロ（以上オ

段との十二の假名に關するもので、五十音圖ではイエオの三段に屬するが、その各に於ける二類の別は、多分普通のｉｅｏ等の母音の附いたものと、之に似た中間母音又は二重母音などの附いたものとの差であるらしい（さすれば、エの二類の別は音節の初めの子音の有無であつて、五十音圖では行の相違にあたり、エ以外の十二の二類の別は、音節中の母音の相違であつて、五十音圖では段の相違にあたり、兩者その性質を異にする。（橋本教授「國語學概論」下一〇一ペ「日本文學」講座第十九輯）

そのうち、特にオ列のものに對しては、次の二氏の意見が注意される。

（一）の類は今も同じことであるが、（二）の類は「己」のほかすべて後にキヨとなつたものばかりであり、しかもその「己」も亦キヨとはならないが、キ、ヨの分化を來してゐる文字ではないか。更に森鷗外博士が[gö:tə]をギヨーテと表された例から思へば、上のキヨの假名遣は初め[kö]を表すために案じ出されたのではないかとも疑はれる。（永田吉太郎氏「表音文字としての假名」七〜「音聲の研究」第五輯所載）

いろいろな事實を綜合して考へると、甲類のオ列音が明瞭な後舌母音を含む音節であつたのに對し、乙類のオ列音が稍中舌的の母音を含む音節であつたことは、想像するに難くない。（有坂秀世氏「古事記に於けるモの假名の用法について」昭和七年十一月號國語と國文學八〇ペ）

いづれ委しいことについては、更に諸家の研究が發表されるだらうと思ふが、この稿では、次に「假名遣の歴史」を述べる必要上、止むなく、未熟な考へではあるが、私もオ列に對する卑見の一端を述べることにする。

＊　＊　＊　＊

接頭語の「小（こ）」と「小（を）」とが同じ語原かどうかといふこと、これが私の少年の日の第一の疑問だつた。その後、雅樂の調名で「壹越（いちこつ）」と讀むことを教へられたとき、そこにも「こ—を」の疑問を新たにしたことを記憶してゐる。

呉音と漢音との對照で、鼻音と濁音・濁音と清音の對照は最も注意されるところで、その間の關係は整然として一

糸も亂れない。そこで「和」の漢音クワに對しては呉音グワでなければならないはずだのに、實際はワだ。これが私の第二の疑問だつた。後、古事記の丸邇（ワニ）（書紀の「和珥」に當るもの）や萬葉の丸（ワニ）（相狭丸（アフサワニ）吾欲云（ワヲホシトイフ）—十一ノ二三六二番）等を知るに及んで、ワニは「丸」の呉音グワン（漢音はクワン）に相當するものではないかと考へた。そしてワの古音をグワ（更に鼻音古音説の立場から ngwa）として見る（夙に吉田博士の大日本地名辭書總説一一ぺに丸邇（ワニ）の丸（ワ）を「正しくは「ngwan ならん」とある——但し大矢博士は gw 子音説「假名源流考」二二九ぺ參照）と、それから一方でクワ、一方でワとなることは自然の變化（ngwa>gwa>kwa, ngwa>(ng)wa>wa）と考へられる。そこに kw と w との關係を見て、小（ヲ）と小（コ）とは同じ語原で、その小（コ）（子（コ）と同じ語原と思はれるもの）は、もと kwo ではなかつたかといふことに心づいた。そして、かつて漫然讀過した記傳總論の「古（コ）・許（コ）」分用説を思ひ出して、それは「クヲ・キヨ」の對比ではないかと考へた。それから和版韻鏡卷首の五音五位之次第に開合の假名を コクヲ キヨ と書き分けてあるのに導かれて、その古・許の二字を檢すると、古は第十二轉合、許は第十一轉開に屬して正しく開合對比してゐる。後、更に奥ノ山路の研究の存在を教へられて、そのコの二類の假名を韻鏡に照して見ると、大體において、みごとに開合二轉に分屬してゐることを知つた。そこで進んでオ列の二類の假名を見ると、次のやうな結果が得られる。

古の類（コの合類）（甲類）

韻	開合	聲母	平	上	去	入
12	合	見	孤姑	古	顧故固	
12	合	溪	枯		庫（袴）	
12	合	疑	吾呉　虞娛	五	誤悟	
12	合	匣	胡	祜（戸）		
25	開	見	高			
37	開	匣		後（厚）		

己の類（コの開類）（乙類）

韻	開合	聲母	平	上	去	入
8	開	見		己（紀）		
8	開	群	其碁期			
11	開	見	居	擧莒	據	
11	開	溪		去		
11	開	群	渠	巨苣		
11	開	疑		語		
11	開	曉	虚	許		
42	開	曉	興			

宗の類（ソの合類）（甲類）

12			2	
合			合	
心	從	精	邪	精
蘇	且（徂）			宗
泝素（訴）	祚	祖		
			俗（續）	

曾の類（ソの開類）（乙類）

42			11				
開			開				
心	從	精	日	邪	審	穿	昭
僧	層曾	增憎曾	茹（如）			鋤鉏）	諸
			茹（汝）	叙序	所		
	贈	增	茹洳）				
	賊	則					

刀の類（トの合類）（甲類）

12	12	12	12	25	37
合	合	合	合	開	開
端	透	定	泥	端	端
都		徒圖塗屠	奴	刀	
覩	土	杜	怒努		斗
妬		渡度			

止の類（トの開類）（乙類）

8	11	13	13	13	42	42
開	開	開	開	開	開	開
照	定	端	定	泥	端	定
			臺苔		登	騰縢藤
						澄
		等		迺（乃）		
止	杼（佇）					
				耐		鄧
					德得	特
						直

怒の類（ノの合類）（甲類）

2	合	泥	農濃															
12	合	泥	奴				怒努弩											

乃の類（ノの開類）（乙類）

13	開	泥	能				乃迺											
42	開	泥	能				能											

用の類（ヨの合類）（甲類）

2	合	喩				庸容								用				欲

與の類（ヨの開類）（乙類）

8	開	喩								巳（以）								
11	開	喩				余餘				與与				豫預譽				

路の類（ロの合類）（甲類）

轉	開合																
12	合來			婁（慺）		魯		婁（屢）		路露							
37	開來	樓								漏（陋）							

呂の類（ロの開類）（乙類）

轉	開合																
8	開來							里									
11	開來			盧（廬）				呂侶				慮					
42	開來	稜（楞）								稜（陵）							

以上、コソトノヨロの假名の韻鏡對照例から歸納して、次の三つのことが見とめられる。

【一】第二十五轉と第三十七轉とを合轉に準じて見れば、コソトノヨロの二類の假名は開合の對立となる。

右の第三十七轉は、漢吳音圖（後本）に頭して、

凡テ開轉ニウクスツヌフムユルウノ音アルコトナシ然ルニ此轉ニノミアルハ此轉ハ十三（ママ）轉ノ虞模ニ通スル故ニソノ合ニアヤマリテ此音アルナリ原音ニツイテ開トスルナリ

とあるものであるが、大矢博士は詩經の押韻を調査された結果、第三十七轉所屬の文字三十餘字中、特に、

又 友 否 有 洧 鮪 囿 尤 訧 牛 富 秠 紑 母 畝 [illegible] 謀

の十餘字は、寧ろ古韻の上では第八轉同韻の文字だと推定された。

是より推すときは、是等は元來、第八轉の文字なりしが、後代變遷して流攝の音となりしものなることを知るべし。

（大矢博士「假名源流考」一六五ペ）

前記、有坂氏が古事記の「毛・母」の甲乙二類の所屬を考定するに當つて、

然るに周代の分韻狀態に於て、第三十七轉に屬する若干の文字（母又友右有尤牛富など）が、同轉の大多數の文字とその類を異にし、第八轉（古韻之部か）及び第十三轉一等（古韻之部か）に屬する多數の文字、その他の若干の文字と共に一類を成すものであることは、殆ど定說になつてゐる。（前記「古事記に於けるモの假名の用法について」國語と國文學八一ペ）

といつてをられるのは、右の大矢博士の說に基づくものであらう。

一方、わが國の假名でウ韻に用ゐられてゐる「頭・豆・豆・逗」及び「樓」（樓とも讀まれる）等も、また刀の類（トの合類）の「都」等と同用されてゐる「斗」も、共に第三十七轉の所屬だから、この第三十七轉は、古韻の上で開合二轉に分けられるものだと考へられる。

次に第二十五轉も、韻鏡では古來「開」となつてゐる。その諸本の異同を校合したもの、大矢博士「隋唐音圖」附錄の「開合校合表」參照。磨光韻鏡の第二十六轉には題して、

此轉與二十五轉第四等全同但脣小笑第四等無レ所レ可レ屬故分二立此轉一耳

といつてゐるが、私は、この轉の若干字の韻に古今の大きな隔りがある（別說）ことを推考して、古韻の上では第二十五・六の兩轉（但し必ずしも全部ではない）を、共に合音と見る。故に暫く右の第二十五轉と第三十七轉（その大部分）とを合轉に準じて考へられたい。かくて上述のコソトノヨロの二類の假名は、確に開合の對立（オとヲとの對立と呼應するもの）だといふことが證明される日が必ず來ることを信じてゐる。上述（三六ペ）文雄が疑つておいたオヲの開合辨は宣長・其他によつて明かにされ（三七ペ）て、宣長が疑つておいた（文雄も疑つてゐる―三六ペ參照）喩母三四等

辨ニ凡ソ第三等ノ諸字ハ反切ノ字モ重ク第四等ノ諸字ハ反切ノ字モ皆輕クシテ同轉ナガラ輕重ヒトシカラザレバ第四等ハ若クハ異音開ニヤアラン――その他の事「字音假字用格」參照）は太田全齋以後の諸家によつて明かにされた。およそ人の力に限りはないが、一人の力には限りがある。學問の進歩も世を重ね人の力を積まなければならない。

【二】 開韻（乙類）オ列音の字はイ（又はエ）列音に、合韻（甲類）オ列音の字はウ列音にも讀まれる。例へば、

己（コ／キ） 許己呂（應神紀） 美己等（萬葉十九ノ四一六四番）
偉那企於己陀智（顯宗紀）

擧（コ／ケ） 美擧等（神代紀上注） 擧騰（琴）（武烈紀）
止與彌擧奇斯岐移比彌天皇（元興寺丈六光背銘） 豐御食炊屋姫天皇（推古紀）

居（コ／ケ） 許居呂（應神紀） 居等（事）（繼體紀）
等已彌居加斯支移比彌乃彌己等（天壽國曼荼羅繡帳銘） 彌移居（官家）（欽明紀）

已（ヨ／イ） 等已彌居加斯支移比彌乃彌己等（繡帳銘）
已麻・已蘇伎（萬葉二十ノ四三三七番）

里（ロ／リ） 阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等（繡帳銘） （天國排開廣庭天皇）（欽明紀）
安里（有）（萬葉三ノ三〇八其他） （以上開韻）

素（ス／ソ） 素戔嗚尊（神代紀上）
[illegible]素（酒）（萬十五ノ三六一〇・三六六一） 伊蘇比（い添ひ）（記應神）

蘇 ス　摩蘇儀像蘇儀能古羅破（推古紀）
蘇 ソ　奈都蘇比久（萬十四ノ三三八一）　（以上合類）

等、その他略す。これは、ア行の意（意富）が意に、ワ行の烏（雄誥此云烏多稽眉―神代紀上註）がウに通じるのと相呼應するものではないか。

【三】現行常用の「コソトノヨロ」のカナは、すべて開類の字から出てゐる。即ち、

コ・こ ― 己　ソ・そ ― 曾　ト・と ― 止　ノ・の ― 乃　ヨ・よ ― 余・與　ロ・ろ ― 呂

となる。このことは、古い二類のコソトノヨロが後に一つのコソトノヨロに歸したのは、その中の合音が開音の方へ合一したものだらうといふことを暗示してゐるらしい。さうしてこれは、一般に脣音退化の方向を辿る音聲史的な觀察と一致するもので、後の「ヲ∨オ」の關係と對照して考へられるものではないか。

以上の三つの點から、私は、開類のコソトノヨロをア行のオの系統、合類のコソトノヨロをワ行のヲの系統として、次の一表を考へる。

オの系統	於	己	曾	止	乃	與	呂	（母）	《富》
ヲの系統	乎	古	宗	刀	怒	用	路	（毛）	《凡》

但し右の（母）（毛）の分類は古事記に見えるもの（五四へ參照）で、その下の《富》《凡》の分類は推古期の遺文に見えるもの、そこにも實は開合の二類が使ひ分けられてゐるらしくおもはれる。

意富富等王・乎富等大公王……………｝上宮記逸文
凡牟都和希王……………………………

佐富王・佐富女王………………………｝上宮太子系譜
菩支々彌女郎……………………………

右の凡牟都和希王とは應神天皇の御名で、それを古事記には品陀和氣命とも本牟多能比能美古ともあつて、夙く開合混用してゐるが、凡は韻鏡第四十一轉合(三等)に屬してゐるから、あるいは推古期に開合の對立があつたのではあるまいか。次に菩支々彌(上宮太子系譜)の菩支は「祝」の意味だらうが、その菩は、多分玉篇の薄故切音浦に當つて、韻鏡第十二轉(合)並母一等に列する。即ち「合類のホ」の假名だ。それを古事記では多く本岐を用ゐて、菩岐は一處だけ(即ち加牟菩岐。本岐玖流本斯。登余本岐。本岐母登本斯(仲哀三九番)と本岐歌(仁德)と)だといふ。

○ほき　本岐【古中仲哀同下仁德】但し一處菩岐ともありされど本の字など四處用ひたり又紀ノ神功卷萬葉十九ノ卷などには保の字を用ひたるは通はしても用ふるなるべし(奥ノ山路、古典全集本二三六ペ)

右の事實は、おそらく前代の用字法の遺物であつて、古事記編纂の當時は既に實際の發音が「開類のホ」に遷つてゐたのではあるまいか。いづれにしても、ホの二類の假名は古事記でも混一してゐる。が、一は富と凡・菩との開合の對立に徴して、一は他のオ列の假名が悉く開合の二類に分屬してゐるところから推して、暫くここに、推古期の遺文におけるホの二類の假名を立てておく。奥ノ山路でもホの假名を通用としてゐない。

*　*　*　*　*

萬葉假名遣におけるオ列の二類の假名をカナに書き換へて、それに指數番號の1・2を附けて開合を表はすと、萬葉時代(萬葉假名使用時代)には、おほよそ次のやうなオ列音があつたはず：

オ　コ^{1}　ソ^{1}　ト^{1}　ノ^{1}　ホ^{1}　モ^{1}　ヨ^{1}　ロ^{1}　ヲ　コ^{2}　ソ^{2}　ト^{2}　ノ^{2}　ホ^{2}　モ^{2}　ヨ^{2}　ロ^{2}

於　己　曾　止　乃　富　毋　與　呂　乎　古　宗　刀　怒　凡　毛　用　路

このオ列の十八音を大體の基礎として、その上に萬葉假名の音價を案からうとする作業が試みられるが、それはこの稿の主題でない。今、私が最も注意するのは、かやうに、今は同じ音でも昔は違つてゐた音には違つた假名が當てられたといふところ(注)に、いはゆる一字一音主義の正字法的精神を、また、その違つた音が後に同音に變れば從つて假名も一つにしたといふところに、いはゆる一音一字主義の精神を汲んで、そこに、わが國語におけるカナ正字法の原則を認得することだ。

〔注〕 但し古く等已彌居加斯支移比彌乃彌已等(天寿國曼茶羅繡帳銘)といふやうに、彌の一字をメとミとの二音に使つたことなどがあつたにしても、それは、たまたま彌の字に古いメの音が殘つてゐて、それが傳統的に或る一定の熟語内に使つたといふやうな特殊の事情にあるもので、それはやがて伊斯賣支彌(上宮太子系譜)といふやうに、早晩、ミメの別字に分化すべき運命にあるものだから、それでもつて一般的な一字一音主義の原則的精神を否定してはならない。

かやうにして、萬葉假名遣における

い　え　お　こ^{1}　そ^{1}　と^{1}　の^{1}…
は
ゐ　ゑ　を　こ^{2}　そ^{2}　と^{2}　の^{2}…

下略(二類の假名)

のうち、奈良朝の末から平安朝の始めにかけて、その發音の區別を失つた「こ[1]・こ[2]」「そ[1]・そ[2]」「と[1]・と[2]」「の[1]・の[2]」等の二類の假名の使ひ分けを廢した（一音一字主義による）が、それと同時に、その發音の區別を保つてゐる「い・ゐ」「え・え・ゑ」「お・を」は元の通りに使ひ分け（一字一音主義による）て、その頃の國語の基本的な音節は、次節に述べるアメツチの詞に編纂された四十八のカナ（基本字體）によつて書き表はされることになつた。ここに萬葉假名遣の時代が終る。

第二節　あめつち假名遣

なにはつにさくやこのはなふゆこもりいまははるへとさくやこのはな（古今集序）

あさかやまかけさへみゆるやまのゐのあさきこころをわかおもはなくに

（萬葉集三八〇七番）（又「あさくは人を思ふものかは」大和物語七一〇番）

右の二首の歌を、平安朝の初期には手習の手本に用ゐたものらしい。

この二歌は、歌の父母の樣にてぞ、手習ふ人の始にもしける。（古今集序）

但し、それは、おもに和歌や消息などの續け書きのためのものだつたらしい。

まだなには津をだにはかばかしうつゞけ侍らざめれば、かひなくなむ。（源氏物語「若紫」日本文學大系本一三四ぺに當る）

ところが、一方で、アメツチといふ、後のイロハのやうなものが、いつの頃からか用ゐられはじめてゐた。

手本四まき、いろいろの色紙にかきて、花のえだにつけて、（中略）、御前にもてまゐりたり。みたまへば、黄ばみたる色紙にかきて山吹につけたるは、眞の手、春の詩。青きしきしにかきて松につけたるは、草にて、夏の詩。赤き色紙にかきて卯の花につけたるは、かんな。はじめには、男手にもあらず、女手にもあらず、あめつち。そのつぎに、男手、はなちがきにかきて、おなじ文字をさまざまにかきかへてかけり。（宇都穗物語「藏開」日本文學大系本六二一－二ぺに當る）

七夕の。ちぎれる月日をまちて。忍びのつまをも取らずして年ふれば。つれにあかぬことばをかはし。めづらしくてかつよばひ星の。いとまなくわたる雲路のあした。夕なれずならねば。うきこともならはず。いまはすまじといふ空もなく。まれにあふ曉の。なみだをおとしたる露とあつめて。うつぶしぶみな書はじめけるよりなむ。あめつち星そらと云ける元にはしける。

（賀茂保憲女集、群書類從第十輯一九九ぺ）（和歌部百二十九ノ八ウ）

亡父また云、なにはの津あさか山の後には、あめつちほしそらといふことを、手ならふ人のはじめとしけるにや。文字の数四十八なり。順が集、また賀茂保憲女集等に、あめつちの歌はみえたり。かのふた歌には、おなじもじかさなりてもあり、もれたるもじもあれば、天地の歌は、そののちにぞいできたるらんとおぼし。（北邊隨筆三「手習」日本隨筆大成八ノ八七ぺ）

右のアメツチといふのは、源順の家集に「天地の歌四十八首」として、一首の上下にア・メ・ツ・チ以下の字を置いたもの（及び相模集に「ある所に庚申のよ天地をかみしもにてよむとてよませし十六首」とあるのによつて見ると、次の通り。

あめ　つち　ほし　そら　やま　かは　みね　たに　くも　きり　むろ　こけ　ひと　いぬ　うへ　すゑ　ゆわ　さる

おふせよ〻　えのねを　なれゐて

備考　順集の歌には上下でア行のエとヤ行のエとが混一してゐる。即ち、

えもいはで戀のみまさる我身かないつとや岩におふる松かね

えもせかぬ涙の川のはて〳〵やしひて戀しき山はつくばね

とあつて、上は共にア行のエ、下は共にヤ行のエ（つくはえのえはよに通ふものと認められる）となつてゐるが、相模集のには、上だけで、それが偶然か心しらひか、ともかく却つて正しくアヤ二行のエ（え・ね）に分用してゐる。

えこそ寝れ冬のよふかくねざめしてさえまさるかな袖の氷の

ねださむみつもれる雪のきえせぬは冬と見るかな花のときはな

右の「ゆわ・さる」以下の意味について、富士谷成章は、

天地も、すみつかたには、よみときがたき事あり（北邊隨筆三「手習」日本隨筆大成八ノ八八ぺ」

といつたが、さすがに、その「えのいを」の「え・いは」ア行のエとヤ行のエとの別だと看做した。

えもじふたつあるは、あたてのえ、やたてのえなり。其頃は、其音わかれてぞ有けらし（同上八七ぺ）

その後、奥村榮實の古言衣延辨によつて、それは「榎の枝を」の義だと解釋された。

えのいとあるは必榎の枝なるべく聞ゆ然る時は榎は阿行枝は夜行なり（古言衣延辨一ゥ）

そして、古言梯に見える各語についてア行のエとヤ行のエとの假名の使ひ分けを考定したのが即ち右の古言衣延辨であるが、このことは、後、大矢博士の古言衣延辨證補（古言衣延辨の覆刻と共に「音聲の研究」第五輯に收めらる）によつて、一さう確實に認められる。そして、そのアヤ二行のエが確に分用されてゐたのは、凡そ天慶（938－946）以前であつて、その頃からボツボツ亂れ始めたものだといふ。

（上略）以上の事實に據りて概言すれば阿也二行のエ音の眞の混用は延喜以前には絕えて無く天慶前後より寖く混用し天曆の末までに全く混用することゝなれるものと推定せば大なる過なかるべし（大矢博士「古言衣延辨證補」二八－九ぺ）

かくて古言衣延辨・古言衣延辨證補の二書によつて、ア行ヤ行のエの使ひ分けが明かにされた主な語は次の通り。

	ア行の「え」	ヤ行の「い」
名詞	頴（え－衣・得・荏）	い（い－延・要・吉・枝）
	荏（え－衣）	兄（い－江・枝）

榎（えづり—衣）　栖（に—江）
鱏（えひ—衣）　枝（に・にだ—延・曳・要、江）
蝦（えび—衣）　鵺（ぬに—延・要）
葡萄（えび—衣）　鰭（はに—延）
夷（えみし—衣・[illegible]）　稗（ひに—要）
鼠姑（えめむし—衣）　笛（ふに—曳、江）
疫（えやみ—衣）　捺（ふなに—に）
海鼈（せえ—衣）
苗（はえ—衣）
鶉（ひえどり—衣）

動　詞　得（え—衣・依・愛）　寄（えする—江）
ヤ行二段活用の語尾（に—延・緣・曳・叡・容・裔・要、江）
助動詞　所（に—延・緣・叡・要、枝）
形容詞　吉（えし—延・要）
間投詞　唉（ええ—愛）
○　可愛（え—愛・哀・埃）

右の事實（それがア行ヤ行の別だとはハツキリ考へてないがともかく二つのエの使ひ分けがあつたといふこと）は、古言衣延辨の成稿（文政十二年自序）よりも凡そ三十年ばかり前の奥ノ山路（寛政十年稲垣大平序）でも既に發見してゐる。が、古言衣延辨の著者は全く獨立に同じ研究を一さう精しく完成してゐる。鴻巣盛廣氏の「阿行也行のエの區別

を疑ふ」といふ傾聽すべき說(國語と國文學昭和三年二月同年四月兩號所載)もあるが、なほその區別があつたといふ方に賛意が表される。さうすると、われわれは、現行假名遣における「え・ゑ」の混用(即ち和字(かな)の濫れ(みだれ))を正して、そのかみの契沖が志を成すべきではないか。それ故に私は、これを上述(第三章第三節)の假名遣改定案の其五として提出したい。それと同時に、この二つのエの區別が失はれた時代になつて、それを一つに整理した四十七字のタヰニ歌(及びイロハ歌)が出來たといふところに、わがカナ正字法の原則(六七ペ參照)たる一音一字主義の精神(一字一音主義の精神を背景として)が歴史的に活動してゐることを見逃してはならない。

第三節　いろは假名遣

源順の弟子源爲憲は、その著、口遊(クチズサミ)(一卷、天祿元年970作)の中に、太爲爾(タヰニ)の歌を作つて、かつ注意すべき附言を加へてゐる。

大爲伊天(タヰニイテ)。奈徒武和禮遠曾(ナツムワレヲソ)。支美女須止(キミメスト)。安佐利(於)比由久(アサリ(オ)ヒユク)。也末之呂乃(ヤマシロノ)。宇知惠倍留古良(ウチヱヘルコラ)。毛波保世與(モハホセヨ)。衣不禰加計奴(エフネカケヌ)

今案世俗誦ニ曰阿女都千保之曾ト、里女之訛說也此誦ヲ爲スルヲ勝レリト　【謂フ之ヲ借名文字ト】

備考　右の括弧内の「於」は、信友の比古婆衣(卷四)の中の「太爲爾歌考」で始めて補つたものによる。この考と共に必ず大矢博士の「五十音圖及手習詞歌考」第二章「太爲爾歌」參照。

右のタヰニ歌は、當時、廣く世に行はれなかつた(ちやうど今日イロハ歌の換へ歌が行はれないやうに)けれども、その四十八字のアミツチを斥けて、四十七字の歌詞をもつてカナ手本(カナ字母表)に用ゐさせようとしたことは、單

に非文學的なアメツチに代へようとした心持ばかりではなく、やはり、そこには一種の正字法的精神が働いてゐたものと考へられる。そしてその理想は、やがてイロハ歌の普及によつて完全に實現された。

イロハ歌は、アメツチ四十八字の中から、ア行のエを除いてヤ行のエ(即ち「越エテ」のエ)を一つ殘してゐる。但し現行常用の平假名の「え」はア行の「衣」であるが、片假名の「エ」はヤ行の「江」になつてゐる。いづれにしても、イロハ四十七字のカナ字母では混用せざるを得ない。が、それも實際の發音の上にアヤ二行のエを區別しない時代の「歷史的假名遣」としては止むを得ない。いな、むしろ當然のことであつて、これはわがカナ正字法の原則の命じるところだ。そして、更に、その中から、もし「エ・ヱ」又は「イ・ヰ」或は「オ・ヲ」等の區別が實際の發音になくなつたとしたら、その「イ・ヰ」「エ・ヱ」「オ・ヲ」等をも、それぞれ一つのカナに整理すべきものだ。この「イ・ヰ」「エ・ヱ」「オ・ヲ」等の區別が嚴重に文獻の上で見られるのは、大醉、源順の時代までであつて、順の歿年(永觀元年 983)から凡そ二十年後の長保四年 1002 (口遊の天祿元年からは凡そ三十年後)の點に係る石山寺法華義疏(假名遣及假名字體沿革史料第十一葉)には、すでに「御(オサム)・收(オサム)・治(オサム)・顔(カヲ)・姸(カヲヨキ)・所以(ユヘ)・連李生(アヘルウヘキ)」等のアワハ三行の混用の例が見えるから、その頃、眞に正字法的な精神を體得した學者が世に出てゐたら、必ず再び常用のカナ字母を整理して、或は「ヱ・ヲ」を除いた四十五字、或は「ヰ・ヱ・ヲ」を除いた四十四字(イ・ヰ・ヒの混用は承暦二年 1080 點の大毗盧遮那成佛經(第十六葉)の「徽(ツキエ)」と承徃三年 1039 點の將門記(第十八葉)の「贄(ツエ)」などの例とに見えるが實際の發音では遙かに其の以前から混用されてゐたものと考へられる)でもつて、一首の歌詞か或はアメツチのやうな單語篇でも作つたことであらう。ところが、それから凡そ二百五十年後の定家(な[illegible]親行・行阿等)は、偉大な國文學者ではあつたが、その一面高邁な國語學的識

見には欠けてゐた。加之、行阿は弘法を權者と仰ぐ緇徒の一人であつた。當時、イロハ歌は弘法の作だといふ俗說があつて、それが廣く世人に信じられてゐたから、たうていイロハ歌を一個の字母表として改定することなどは夢にも考へ及ぶところでない。果して彼れは、

加之、行阿思案之するに、權者の製作として眞名の極草の字を伊呂波に縮なして、文字の數のすくなきに、い・ゐ・ひ・お・を・ゑ・へ・同音あるにてしりぬ、各別の要用につかふべき謂を。（行阿「假名文字遣」序、前記七八參照）

といつて、ここに「假名文字遣」の一篇を著はした。但し定家・親行の原作を增補して且つ多少の改定をも施したものと認められる。さうして、後の契沖の和字正濫鈔は、この假名文字遣の內容（各語に就いて）を古書の用例に照して改定增補したものであるが、その「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の使ひ分けを主張した點においては、やはり定家・親行・行阿の後を繼ぐものといはなければならない。そして、それが現行假名遣として、今日、わが國語のカナ正字法に君臨してゐるものだ。

第四節　現代の歷史的假名遣を建設せよ

イロハ歌を「權者の製作」として、これを絕對的に神聖視する一種の宗教的な信念を動機として、それから引いて、わが國語のカナ正字法の原則的精神が、一時その流れを止められた。しかし、今や、その原則的精神を再び宣揚發揮すべき時が來た。そこに、現代の標準的國語の標準的發音に據る發音假名遣の制定がある。これによつて、われわれが現に發音してゐる明治・大正・昭和の標準的國語の標準的發音はかうであつたといふことが、更に若干の變遷を豫想

されゐ將來の國語の歴史においても永遠に明かにされて行くだらう。これ實に「現代の歴史的假名遣」の建設だ。

但し、この發音假名遣は、必ず現代の口語にだけ適用されるもので、たとひ現代人の書いたものでも、文語文は一種の擬古文だから、それには斷じて適用されるべきものではない。それと同時に、一種の擬古的な趣味（又は年來の習慣）から、口語文に現行假名遣（即ちイロハ假名遣）を用ゐること（又はアメツチ假名遣によつてアヤ二行の「え・ゑ」を使ひ分けること）も認められなければならない。要は、カナ正字法の精神を古（即ち歴史的な正道）に復して、わが國語表記の大道を廣めるにある。

漢學に對する國學、漢語に對する國語、漢文に對する國文、漢字に對する國字、その意味でカナは正しく日本の國字（前記八ぺ）であるが、現行假名遣だけが「唯だ一つ」の正しい假名遣（それは「正しい假名遣」の一體系ではあるが）と認められてゐる限り、せつかく立派な「表音文字」を持つてゐながら、幾多の國語・字音の假名遣の法則に縛られて、われら國民は、然り最大多數の國民は、日本の國字（狹義の國字―カナだけ）をもつて、日本の國語を國文を、自由に書き綴ることができないのだ。

およそ喩を引いて義を失することもあるが、しばらく意味を言葉の心とすれば、發音は言葉の姿だ。その姿を寫し繪にしたのが即ちカナ書きであらう。そこで「鶯」を「ウグイス」と書く。それではいけない、古書の用例――昔の姿で「ウグヒス」と書けといふ。これをカナの基本音價と表音文字の本質とに照らして、そこに國語の今の姿が歪められて表現される。ここにやむごとなきコトタマの嘆きがある。

それは實に神怒の聲だ。この神怒苦悶の聲を自ら衷に聽く時に、われらは勃然と「發音假名遣の制定」を望む心が

見る。いはんや「假名遣の歴史」を通觀して、そこにわがカナ正字法の傳統的精神を認得するものにおいてをや。故に私は、國語政策や教育能率の上から發音假名遣の制定を叫ぶものではないと斷じてない。ただひとへに、われらが國語の「自己實現」のために、一日も速かに純正な發音假名遣が公認されるやうに望むものだ。

左に、カナの表音能力の範圍内で可及的に純正な發音假名遣の要綱の一試案を掲げて、この稿の筆を擱く。なほ、發音假名遣に基づく口語法と、それから逆に說く文語法との新體系案は、別稿で述べる。

一、發音假名遣は口語文に限つて適用する。

但し口語文を從來の假名遣で書いても差支ない。要は一篇の文章を一種の假名遣で統一することにある。

二、發音假名遣は國語・字音・新外來語の三者に通じて適用する。

但し方言(又は外國語)の特別な發音の書き方は別に定める。

三、發音假名遣では「ヰ・ヱ・ヲ・ヂ・ヅ」の假名は用ゐない。但し「チヂム」「ツヅク」又は「ハナヂ」「ミカヅキ」等の例における「ヂ」「ヅ」は許容する。この外は凡てカナの基本音價に從つて發音の通りに書くこと。

四、長音は「ア・イ・ウ・エ・オ」の假名を添へて表はす。但し略音の形式で「ー」を用ゐても差支ないとする。それは、ちやうど從來の疊字(ゝ・〱・々等)のやうに、一種の補助的字母と認める。

五、拗音・促音の書き方は從來の通り。即ち「ャ・ュ・ョ」及び「ッ」を小書する。

六、現代の標準的國語の標準的發音に現はれるガ行鼻濁音(例へばハガキ・ヤナギ・ナマゲモ・ヒカゲ・タマゴ等のガ・ギ・グ・ゲ・ゴ)を書き表はすために、將來、或る時期が來たら、新しく「カ゚・キ゚・ク゚・ケ゚・コ゚」又は「ガ・ギ・グ・ゲ・ゴ」の假名を公認する用意がある。むしろ今から少しづつ使ひ始めて、次第に一般に慣れて行くやうに希望しておく。

閣筆に臨んで、深く天に畏れ人に謝す。

昭和八年五月二十日印刷
昭和八年五月二十五日發行

國語科學講座
（第一回配本）

東京市神田區錦町一丁目十番地
編輯兼發行者 株式會社 明治書院
代表者 三樹退三

東京市神田區三崎町三丁目八十九番地
印刷者 細谷祐三

發行所 東京市神田錦町一丁目 株式會社 明治書院